

竹島資料勉強会『明治 10 年太政官指令の検証』への批判

朴 炳 渉

日本竹島＝独島問題研究ネット

目 次

1. はじめに
2. 塚本孝「第 2 章 ‘太政官指令’と元禄の日朝交渉」への批判
3. 杉原隆「第 3 章 山陰地方の歴史から考える‘太政官指令’問題」への批判
4. 内田てるこ「第 4 章 島根県の地籍編纂と竹島外一島地籍編纂方伺」への批判
5. 竹島資料勉強会「第 5 章 当事者の認識(太政官及び内務省)から見た「竹島外一島」および「第 1 章 日本海内竹島外一島地籍編纂方伺」への批判
6. 松澤幹治「第 6 章 明治 10 年太政官指令‘当時の政治情勢」への批判
7. 山崎佳子「第 7 章 明治 16 年太政官内達の検討」への批判
8. 藤井賢二「第 8 章 韓国の竹島領有主張と‘太政官指令’」への批判
9. 結び

< 日本語要約 >

- ①竹島資料勉強会は塚本孝の論考をもとに、1877 年に太政官が日本と関係ないと指令した「竹島外一島」には、今日の竹島＝独島が含まれないと主張した。塚本の論拠は、内務省が島根県の「竹島外一島」の地籍に関する伺書を審査したとき、第一にひたすら竹島(鬱陵島)だけを検討して「外一島」すなわち松島を検討しなかった、第二に島根県が提出した「原由の大略」の立場を採用しなかった、第三に太政官はそうした検討を承認したので太政官指令に松島は含まないというのである。しかし内務省・太政官は松島も検討したうえで、松島を竹島の属島のように見た島根県の見解を継承したのであり、塚本の主張は成立しない。
- ②勉強会は、太政官指令以前に日本政府が作成した日本地図などはすべてダジュレー島(鬱陵島)の位置に松島を描いたので、日本政府は松島を鬱陵島と認識していたと主張した。しかし、そのような日本地図は1枚も確認できない反面、鬱陵島の位置に竹島を描いた文部省の地図「大日本大学区全図」などが発掘された。1874-1876 年、文部省や太政官は鬱陵島の位置にある島を竹島と認識したのであり、勉強会の主張は正しくない。
- ③勉強会は竹島一件(鬱陵島争界)を調査した『磯竹島覚書』を根拠もなく江戸幕府が作成したとみて、明治政府の竹島・松島に関する検討対象から除外した。しかし、この史料は内務省地誌課が太政官の収集した資料で竹島関係を比較・校正して作成した資料集である。これは、江戸幕府が竹島を放棄し、松島を竹島の属島のように見たことを明らかにした。この資料集は明治政府が竹島一件をどのように認識したのかを明らかにする史料である。

④勉強会は、太政官指令を内務省に対する内部的な指令であると主張した。しかし、もうひとつ、ほぼ同じ趣旨を持つ太政官指令が『太政類典』に記録された。これは典例・条規集なので、もともと厳密な解釈が可能である。この中で「外一島」を探せば、島根県のいう松島、つまり今日の竹島＝独島しかない。太政官は、まぎれもなく鬱陵島と竹島＝独島を日本の版図ではないと指令したのである。

キーワード:「大日本大学区全図」,『磯竹島覚書』,『太政類典』, 竹島一件(鬱陵島争界)

1. はじめに

1877年、日本の最高国家機関である太政官¹⁾は「竹島外一島」、すなわち鬱陵島と竹島＝独島は日本と関係ないと心得るよう内務省に指令した。この指令(太政官指令と略称)は、日本政府が主張する「竹島固有領土」論を否定する証拠となるため、竹島＝独島の領有権論争に重大な影響を及ぼした。この影響について、竹島資料勉強会(勉強会と略称)は、「日本政府の立場が事実に基づかない「虚偽」や「歪曲」であるかのように印象づけるために「活用」され、韓国人のみならず一部の日本人有識者も韓国側の主張に分があるように考え始めている」と説明した。(2頁²⁾)

このような状況に危機感を持った島根県竹島問題研究会の関係者らは、2018年10月、勉強会を作り、「公益財団法人日本国際問題研究所」(JIIA と略称)を事務局に定め、3年間にわたり太政官指令を検討した。彼らは検討の末、2022年3月、『竹島資料勉強会報告書「明治10年太政官指令」の検証』(『勉強会報告書』と略称)をJIIAインターネットサイトにて公開した³⁾。彼らが公表した『勉強会報告書』の目次および著者の所属は次の通りである。

序章 報告書の問題意識と各章の要旨

第1章 「日本海内竹島外一島地籍編纂方針」の検討過程(竹島資料勉強会)

第2章 “太政官指令”と元禄の日朝交渉

塚本孝、東海大学元教授

第3章 山陰地方の歴史から考える「太政官指令」問題

杉原隆、島根県竹島資料室特別顧問

第4章 島根県の地籍編纂と竹島外一島地籍編纂方針

内田てるこ、島根県竹島資料室嘱託職員

第5章 当事者の認識(太政官及び内務省)から見た「竹島外一島」(竹島資料勉強会)

第6章 明治10年「太政官指令」当時の政治情勢

～天皇も太政大臣も「太政官指令」には関わっていない～

松澤幹治、元日本放送協会国際放送局シニア・ディレクター

第7章 明治16年太政官内達の検討

山崎佳子、民間会社社員

第8章 韓国の竹島領有主張と「太政官指令」

藤井賢二、島根県竹島問題研究顧問

¹⁾ 研究者によっては最高行政機関と説明するが、太政官は明治初年に行政、司法、立法にわたってすべての権限を持つ機関として出発したため、最高国家機関と呼ぶのがふさわしい。

²⁾ カッコ内に示した頁は、『明治10年太政官指令の検証』の頁数を示す。以下同様。

³⁾ 塚本孝・杉原隆・藤井賢二・山崎佳子・松澤幹治・内田てるこ、『竹島資料勉強会報告書「明治10年太政官指令」の検証』, 日本国際問題研究所(JIIA), 2022.

https://www.jia.or.jp/pdf/research/R03_Takeshima/JIIA_Takeshima_research_report_2022.pdf

第9章 韓国社会科教育における竹島問題と「太政官指令」

藤井賢二、同上

補章 李奎遠と『鬱陵島検察日記』について

永島広紀、九州大学教授

資料編

これらの中で「竹島資料勉強会」の名でまとめた、第5章が『勉強会報告書』の核心をなしている。勉強会は太政官指令に関連した資料のなかで特に「磯竹島略図」の影響を重視した。磯竹島は竹島の別名である。この地図は島根県が内務省に提出した「日本海内竹島外一島地籍編纂方角」に「原由の大略」とともに添付された。これらの添付資料だけが太政官指令の関連文書で「外一島」が松島であり、今日の竹島＝独島であることを明らかにする資料である。勉強会は「韓国や日本国内の一部の研究者は、この地図には「磯竹島」（鬱陵島）と「松島」（現在の竹島[独島]）が記載されているのだから内務省や太政官のいう「竹島外一島」の「外一島」は現在の竹島であることが一目瞭然である、それ以外にはもはや議論の余地はないと主張している」（4頁）と紹介し、「磯竹島略図」の影響力を重視した。そのような影響力を除去すべく、彼らは各種の地図を調べた。この結果を次のように記した。

当時、陸海軍や太政官の地誌課が作成した地図等で「松島」を記載しているものはすべてダジュレー島を「松島」としていたことを指摘した。その上で国立公文書館等の資料の所蔵印を調べ、内務省や太政官がこれらの日本政府作製の地図にアクセスすることが可能であったことを確認した。したがって両者は、当時日本政府内で「松島」と言えばダジュレー島を指すことを認識していたことを指摘。その上で、内務省や太政官が「磯竹島略図」の「松島」を現在の竹島[独島]だと考えていたのであれば、「松島」が新旧2つあることを認識していたことになることを述べる。その場合内務省や太政官は、「明治 10 年太政官指令」の「対象となる」「外一島」がいずれの「松島」を指すのか混乱が生じないように説明するはずだがそのような説明はないことを指摘し、内務省や太政官が現在の竹島[独島]を「外一島」と考えていた可能性はないと結論付ける。（14 頁）

本稿はこれらの勉強会の主張について反論する。特に勉強会の名前で発表した第 5 章を綿密に検討する。一方、第 9 章「韓国社会と教育における竹島問題と太政官指令」や補章「李奎遠と『鬱陵島検察日記』について」は、報告書主題である太政官指令の検証とほとんど関係がないので、これに対する批判を省略する。

本稿において、年月日は主として陽暦を使用する。また、島名は江戸時代の名称を基準にし、単に竹島と記したら鬱陵島を指し、松島、あるいは竹島[独島]と記したら今日の竹島＝独島を指す。引用文にて（ ）内は原文どおりであり、[]内は筆者の注である。また、片仮名や助詞の漢字は平仮名に変える。その際、助詞「江」は「へ」と表記する。

一方、勉強会が事務局にした「日本国際問題研究所(The Japan Institute of International Affairs, JIIA と略称)」について簡単に紹介する。この研究所は、1959 年(昭和 34 年)12 月、国際問題の研究、知識普及、および海外交流の活発化を目的として元首相 吉田茂の主導で設立され、吉田自ら初代会長に就任した。1960 年(昭和 35 年)9 月より外務省所管の財団法人となり、研究活動・シンポジウム・講演会・出版などを中心に活動している。

2021 年 1 月 28 日付で公表された米国ペンシルバニア大学による 2020 年世界有力シンクタンク評価報告書において「シンクタンク・オブ・ザ・イヤー2020(世界トップシンクタンク賞)」(2020 Think Tank of the Year—Top Think Tank in the World)を受賞し⁴⁾、全世界のシンクタンクのランキングにおいても過去最高の 8 位に選ばれた⁵⁾。

この JIIA インターネットサイトに藤井は数年前から論説を掲載したり⁶⁾、JIIA で講演をするなど⁷⁾活動してきた。このような背景もあって勉強会は島根県ではなく、JIIA を事務局に選定したようである。

2. 塚本孝「第 2 章 “太政官指令”と元禄の日朝交渉」への批判

勉強会は『公文録』を厳密に検討すれば、太政官指令にいう「外一島」は現在の竹島[独島]とは考えられないと主張したが(65 頁)、その論拠が塚本のこの論考である。

かつて塚本は太政官指令について、1996 年には太政官指令にいう「外一島」は松島、つまり竹島＝独島であると主張した⁸⁾。しかし、2011 年には変説し、内務省は鬱陵島を松島に描いた西洋地図などの影響を受け、「竹島外一島」を鬱陵島と見た可能性がある⁹⁾と主張した。そして、2014 年には島根県では「竹島外一島」を鬱陵島と松島(竹島＝独島)、2 島と考えたが、日本政府は「竹島(鬱陵島)および名称上、いまひとつの島、松島(鬱陵島)」¹⁰⁾と主張したり、

⁴⁾ <日テレニュース>2021.1.28, 「日本国際問題研究所 国際的に評価され受賞」
<https://news.ntv.co.jp/category/politics/811892>

⁵⁾ <朝日新聞デジタル>2021.1.29, 「国際問題研究所にトップシンクタンク賞 日本で初」
<https://www.asahi.com/articles/ASP1Y3TCHP1YULZU001.html>

⁶⁾ Kenji Fujii, ‘Article 2 of the Treaty of San Francisco and Takeshima’, Japan Review Vol.4 No.2, p.55.
https://www.jia-jic.jp/en/japanreview/pdf/JapanReview_Vol4_No2_04_Fujii.pdf

⁷⁾ 藤井賢二, 講演「竹島問題-1950～1960 年代の韓国政府の対応について」, JIIA, 2018 年 3 月 20 日. https://www.jia-jic.jp/en/events/mt_items/Summary_the_takeshima_issue_0320_2_Japanese_.pdf

⁸⁾ 塚本孝, 「竹島領有権問題の経緯」, 『調査と情報』第 244 号, 1994, 5 頁; 塚本孝, 「竹島領有権問題の経緯」第 2 版, 『調査と情報』第 289 号, 1996, 5 頁.

⁹⁾ 塚本孝, 「竹島領有権問題の経緯」第 3 版, 『調査と情報』第 701 号, 2011, 5 頁.

¹⁰⁾ 塚本孝, 「Q83 韓国が「竹島朝鮮領」の論拠とする 1877 年の太政官指令とは何か」, 『竹島問題 100 問 100 答』, ワック, 2014, 190-192 頁.

2017 年には「竹島とも呼ばれ、松島とも呼ばれる島(鬱陵島)」¹¹⁾、すなわち 1 島であると主張した。これに対して池内敏は、「[塚本]「論証」は学問的な営為ではない……不要・不当な混乱を議論の現場に持ち込んでいるだけのことである」と厳しく批判した¹²⁾。

塚本の、太政官指令にいう竹島外一島は鬱陵島 1 島であるという解釈は日本語の用法に反するものであり、これを勉強会も支持しない。勉強会は、太政官指令にいう「竹島外一島」は竹島と松島の 2 島であるとしている。今回の塚本の論考では、太政官指令にいう「竹島外一島」が 1 島なのか 2 島なのかを明らかにせず、単に太政官指令は今日の竹島＝独島を「本邦と関係ない」としたのではないと主張した。塚本は 1 島説を放棄したのかどうかは定かではない。

塚本の主張の根拠は、①「原由の大略」を見ると、島根県の竹島についての理解は、朝鮮国が竹島を日本領土であると認めたとすえで[幕府が]朝鮮に漁猟の権利を付与したと考えるものであった、②島根県は竹島(鬱陵島)および竹島への航路にある「外一島」である松島を島根県の地籍に編入しようとしたが、内務省は島根県の見解①などが事実と反するので「原由の大略」の立場を採用しなかった、③内務省が太政官へ提出した「日本海内竹島外一島地籍編纂方伺」は、「竹島(鬱陵島)の管轄に関して別紙の島根県伺書を調べたところ、該島は・・」で始まるように、内務省は竹島のみを検討して「本邦と関係ないと聞いている」と判断した、④太政官は内務省が竹島(鬱陵島)に対してのみ検討して下した判断を認めたので、太政官指令は今日の竹島＝独島を「本邦と関係ない」と指令しなかった、などである。

しかし、まず①、②について見てみると、内務省が島根県の立場をとらなかったのは竹島(鬱陵島)についてだけである。松島に関しては、塚本も強調するように内務省は伺書のタイトルを除けば全く言及していない。松島について何も言及しなかったのなら、内務省は島根県の「原由の大略」や「磯竹島略図」に記録された松島の説明に異議がないか、あるいはその説明を黙認したことを意味する。さらに内務省は、松島を竹島の属島のように見た島根県の「竹島外一島」という表現に異議がなかったので太政官に対する伺書にてタイトルを島根県と同じように「日本海内竹島外一島地籍編纂方伺」としたのである。

一方、島根県が松島を竹島の属島のように見るようになったのは、川上健三や堀和生が明らかにしたように、江戸時代の松島は「竹島の内 松島」、「竹島付近の松島」、「竹島近所の小島」などと記録されたためである¹³⁾。このように、日本で松島(竹島＝独島)が竹島(鬱陵島)の属島であるという認識が一般的であったことは、藤井賢二も否定しない(150 頁)。

次は③であるが、内務省は単に竹島のみ検討して本邦と関係ないと判断したという塚本の主張を検討する。塚本の主張の根拠は、内務省伺書の本文および付属書類に松島についての記述がないという点である。

¹¹⁾ 塚本孝,「国際法的見地から見た竹島問題」,『不条理とたたかうー李承晩ライン・拉致・竹島問題』, 拓殖大学, 2017, 155 頁.

¹²⁾ 池内敏,『竹島—もうひとつの日韓関係史』, 中公新書, 2016, 122 頁.

¹³⁾ 川上健三,『竹島の歴史地理学的研究』, 古今書院,1966, 74-85 頁; 堀和生,「1905 年 日本の竹島領土編入」,『朝鮮史研究会論文集』24 号, 1987, 101 頁.

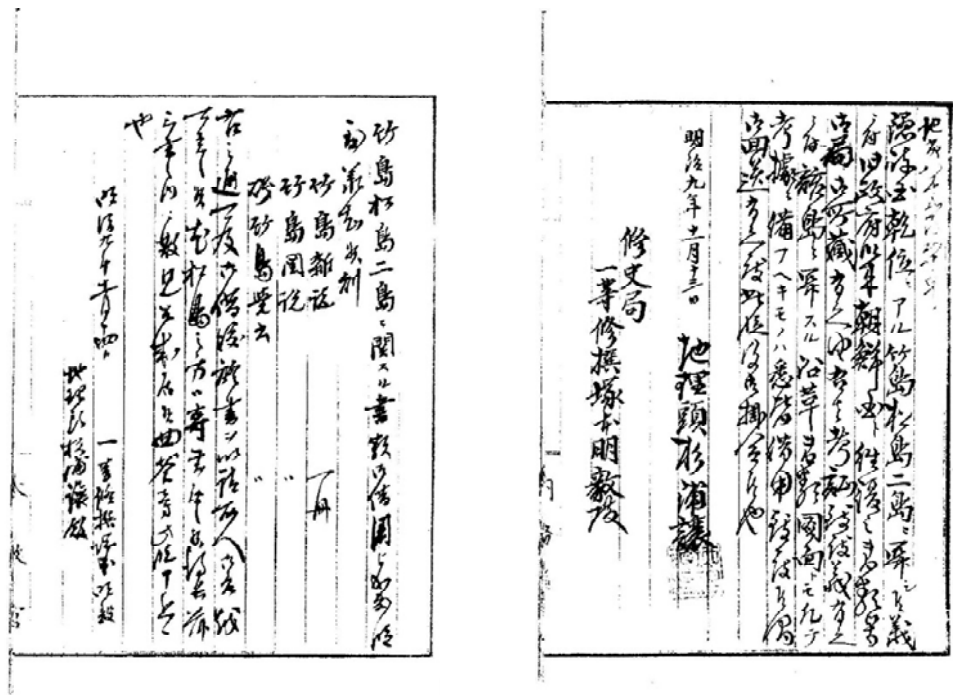
しかし、内務省が松島を竹島の属島と見たなら、内務省は松島を説明する必要はない。「竹島外一島」の所属を判断する際、主島である竹島の所属が明らかになれば、属島である「外一島」の所属はそれに従うので、属島について特に検討する必要がないのである。ところが、内務省は松島にも関心を持って太政官に資料を要請した。山崎佳子によれば、内務省は太政官から『磯竹島覚書』などを借用した¹⁴⁾。塚本はこの先行研究に言及がないうえに、内務省が『磯竹島覚書』を筆写した事実を知りながら¹⁵⁾、これにもふれない。彼は内務省が『磯竹島覚書』などで松島も検討したことを認めようとしないのである。一方、勉強会は内務省が「磯竹島覚書」を借用した件を次のように詳しく説明した。

杉浦讓内務省地理頭から塚本明毅修史局一等修撰に対し、明治9[1876]年 11 月 13 日に「竹島松島二島」に関する「沿革書類図面とも凡て考拠に備ふべきものは悉皆」備えておきたいので修史局にある文書等を貸してほしいと要請している。修史局地誌掛からは翌日、『竹島雑誌』、『竹島図説』及び『磯竹島覚書』を貸し出す用意がある旨を返事している。この、塚本による回答では、「尤松島之方は専書無之候得共 前三書之内に散見」とあり、「松島」に関する記載は限られていることを示唆している。(21 頁)

内務省杉浦が資料を要請した書状は〈図 2-1〉右、これに対する太政官塚本の回答書状は〈図 2-1〉左である。杉浦が松島も取り上げた理由は、島根県伺書の付属資料「原由の大略」を見て、島根県のいう「外一島」が松島であることを知って関心を持ったからである。この「原由の大略」の他に「外一島」が松島であることを知る術はない。したがって、内務省の伺書本文に松島という文字がなくても、内務省が「原由の大略」に記録された松島を検討したことは確実である。

¹⁴⁾ 『内務省往復』修史局地誌掛、明治九年自一月至十二月、東京大学史料編纂所所蔵；山崎佳子、「隠岐島前竹島問題調査研究」、『第 4 期「竹島問題に関する調査研究」中間報告書』、島根県、2019、11 頁、注 11。

¹⁵⁾ 塚本孝、「竹島領有をめぐる韓国政府の主張について」、『東海法学』、第 52 号、2016、69(90)頁、注 32。



<図 2-1>内務省杉浦讓と太政官塚本明毅との往復文書

内務省は太政官から文献を借用し、特に『磯竹島覚書』は 1877 年 1 月以前に全文を筆写した。これが表紙に「磯竹島覚書 内務省地理局」と書かれた写本である¹⁶⁾。内務省は太政官から松島に関して特に注意喚起があったため、松島には特別な関心を持って調査したことが確実である。内務省は『磯竹島覚書』によって松島の位置や、松島が竹島へ向かう途中にある島なので、立ち寄って漁猟をしたという事実などを知ったであろう。また、そのような内容が「原由の大略」や、「磯竹島略図」の記述と矛盾がないことを確認したであろう。したがって、内務省は島根県が「原由の大略」や「磯竹島略図」に記録した松島について、異論がなかったのである。

実際に松島に関する限り、「原由の大略」や「磯竹島略図」の記述は、『磯竹島覚書』の記述とよく合う。例えば、「原由の大略」には松島は隠岐島からの距離が 80 里程度と記載されたのに対し、『磯竹島覚書』には福浦から松島まで 80 里ほど、「磯竹島略図」には隠岐島道後福浦から松島まで北西に 80 里ほど離れていると記されたので、隠岐島と松島の間の距離などがよく一致する。

また「原由の大略」には松島が竹島と同じ航路にあると記される一方、『磯竹島覚書』には松島は「竹島へ」行く途中にある島であるとされたので、両記録は同じ認識である。このような記録から内務省も松島を竹島の属島のように見る「竹島外一島」という表現に異議がなく、この

¹⁶⁾ 朴炳涉, 「2000 년 이후 독도/竹島 관련 일본학계의 역사학 연구」, 『獨島研究』 29 号, 2020, 64 쪽. 翻訳は、「2000 年以降の独島/竹島に関する日本学会の歴史学研究」14 頁。 <http://www.kr-jp.net/ronbun/park/park-2012j-jap.pdf>

表現を受け継いだのである。

最後の④であるが、太政官が是認した内務省の判断内容を検討する。太政官が是認した内容は、次の太政官指令案にて知れる。

別紙内務省伺 日本海内竹嶋外一嶋地籍編纂の件 右は元禄五年 朝鮮人入嶋以来
旧政府該国と往復の末 遂に本邦関係無之相聞候段 申立候上は伺の趣御聞置 左の通
御指令相成可然哉 此段相伺候也

御指令按

書面[修正] 伺の趣 竹島外一嶋の義 本邦関係無之義と可相心得事

この文を見ると、第2行目の「本邦関係無之」の主語は、筆者が下線を引いた「右は」であり、これは「竹島外一嶋」を意味している。すなわち太政官が是認したのは、内務省が竹島外一島は本邦と関係ないと判断したことを是認したのである。また、太政官も竹島外一島という表現を用いたので、やはり松島を竹島の属島のようにみて太政官は鬱陵島と竹島＝独島を日本と関係ないと指令したのである。

かつて塚本孝は、「太政官が内務省の判断とは別に独自の調査をしたとは思えない」¹⁷⁾と主張したが、組織の中に地誌課を持つ太政官こそ竹島・松島をもっともよく熟知し、内務省に松島に関する文献を教えた機関である。そのため、太政官は内務省の問い合わせに対して、「版図の取捨は国家の重大事件」であるにもかかわらず、わずか3日後に「竹島外一島」を本邦と関係ないという上の指令案を作成することが可能であった。このように勉強会の主張の土台となる塚本の主張①～④は成立しない。

そもそも、島根県が竹島・松島に関する伺書を提出したのに、内務省・太政官が竹島のみを審査し、松島を審査しないままで竹島・松島の所属に対して結論を出すなどということは想定不可能であろう。そうした想定不可能なことを持ち出すのは、池内敏の指摘どおり、「不要・不当な混乱を議論の現場にもたらした」ことになるのであろうか。

3. 杉原隆「第3章 山陰地方の歴史から考える‘太政官指令’問題」への批判

杉原は太政官指令の対象である「竹島外一島」について、「指令が竹島と松島の 2 島を指すのか、竹島とも呼ばれ、松島と呼ばれる 1 島を意味するのかという問題が、太政官指令の問題である」(43 頁)と記した。この文は 2011 年当時の主張と同じである¹⁸⁾。すなわち彼は 10 年

¹⁷⁾ 塚本孝,「元禄竹島一件をめぐって一付、明治十年太政官指令」,『島嶼研究ジャーナル』2 巻 2 号, 2013, 50 頁.

¹⁸⁾ 杉原隆,「明治 10 年 太政官指令－竹島外一島之儀ハ本邦関係無之－をめぐり問題」,『第 2 期「竹島問題に関する調査研究」中間報告書』, 島根県, 2011, 11 頁.

前に抱いた疑問、「竹島外一島」は1島か2島かについて、まだ明確な結論を出せないようである。これからもわかるように、彼の論考は太政官の指令に関して新しいものがほとんど見られない。

杉原が上のように主張する根拠を探したが、確かな文をなかなか見つけることができない。おそらく次の文章がこれに該当するのであろうか。

また「原由之大略」は外一島の松島を「次に一島あり、松島と呼ぶ、周回三十町許、竹島と同一線路に在り、隠岐を距る八拾里許、樹竹稀なり、亦魚獣を産す、永禄中 伯耆国会見郡米子町商 大屋甚吉航して越後より帰り颱風に遭ふて此地に漂流す」と竹島に比較して松島はわずか一行半の極少の紹介をした上で 大屋甚吉の漂流先は竹島と松島を同じ島とするか、または竹島のことに記述内容を戻すかの表現にしている。(39頁)

上の文で下線は筆者が引いたが、これはどういう意味なのか理解しがたい。外にも杉原の論考には後述のように論旨があいまいな文章がある。

一方、杉原は論考の目次にある項目「竹島航行漁獵願書」(漁獵願書と略称)と太政官指令との関係について、「明治9[1876]年 10月島根県が竹島外一島として提出した伺書が竹島、松島を一島二名としたものか、別々の二島としたものかを考える上で、藤(藤原)茂親の「竹嶋航行漁獵願書」と「竹嶋再検届」は意味のある資料である」(37頁)と説明した。漁獵願書などは、1871年、福岡藩の藤茂親から藩庁に提出された後、民部省に回付された資料である。民部省はこれらに対して「一体、右嶋の位置は本朝と朝鮮の間に在て従来版国不分明に付往々両国間議論も有之土地の趣に付 仮令漁獵等いたし候ては夫が為葛藤を生じ 小事よりして如何様の難事引起し可申哉も難量候間 版国確定有之迄は御聞届不相成」とし、福岡藩に不許可を通知した。これに対して杉原は「明治 4[1871]年段階では竹島に関する地籍が明白ではなかったという明治政府の認識も垣間見える」(37頁)との結論を出しただけであった。この漁獵願書は杉原がもつ、「竹島外一島」が1島か2島かという疑問とどのような関連があるのかの説明はなく、論旨に一貫性がない。

最後に杉原は島根県の伺書が「竹島外一島」と書いた理由について、各種地図で鬱陵島が松島と記載されていたので、「竹島外一島」と松島の島名を追加したのでであると主張した(42頁)。この文も追加した理由が理解しがたいが、杉原は各種地図にある松島を考慮しても、島根県の「磯竹島略図」に松島が描かれているという重要な事実には何の言及もなく、この松島をどのように考慮しているのか不明である。

元来、島根県のいう「竹島外一島」は、島根県伺書の付属文書「原由の大略」や「磯竹島略図」に記された竹島(鬱陵島)・松島(竹島=独島)の2島であることが明らかである。これは勉強会(20-21頁)も塚本孝(28頁)も認めるところであるが、杉原はこれを認めるのか、認めないのか、これすらも今回の論考では趣旨が判然としないようである。このように、杉原の論考は重要な論点になると解説が困難に感じられる。

4. 内田てるこ「第4章 島根県の地籍編纂と竹島外一島地籍編纂方伺」への批判

内田は太政官指令がくだされた過程を地方の立場でよくまとめたが、疑問になる文が所々にある。内田は島根県が竹島外一島の地籍に関する伺書を内務省に提出した 1876 年当時、島根県庁内で竹島も松島も鬱陵島であるという認識があったと主張し、その根拠として後年の 1881 年の資料を提示した(61 頁)。しかし、その 5 年間には、1878 年に日本の第 3 次鬱陵島侵入事件が始まって¹⁹⁾、鬱陵島は島根県でも徐々に松島とも呼ばれるようになり状況が大きく変化していった。したがって、1876 年における島根県の認識は、1876 年当時の資料に求めなければならない。

内田の論考は太政官指令の評価などについても疑問になる箇所がある。『公文録』には内務省が「領土の取捨は国家の重大事」と認識したことが記録されているが、内田はこれには言及せず、太政官指令が「批文」に分類されたことを指摘し、「瑣末の微事」などが批文に相当すると強調した。また、内田は『公文録』にある太政官指令は内務省官員に限られた指令であると記したが、『太政類典』第 2 編第 3 類に記録された太政官指令「日本海内竹島外一島を版図外と定む」については評価をしなかったようである。この『太政類典』に記録された太政官指令は典例・条規と規定されたのである。典例とは典拠となる先例をいい、条規は条文の規定・規則をいう。内田はこの事実を貶下するかのようには『太政類典』の中には「零細なものがあり、些細なことがある」と述べ、まるで 1877 年太政官指令がその類いであるかのように扱った。

しかし、太政官指令は 1881 年に内務省によって重大事件の際に典例として引用されたほどの重みを持つ。その重大事件とは日本の第三次鬱陵島侵入事件である。内田も明らかにしたように、島根県は 1881 年に内務省へ提出した「日本海内松島[鬱陵島]開墾之儀に付伺」にて、1877 年の太政官指令に何らかの変更があったのかどうかを問い合わせた²⁰⁾。この伺書を受けた内務省は、太政官指令の関連文書を添付し、外務省に対して朝鮮とのその後の談判によって竹島が日本の領土になったのかを照会した。これに対して外務省は、朝鮮の鬱陵島

¹⁹⁾ 第 3 次鬱陵島侵入事件とはウラジオストク貿易事務官 瀬脇壽人の勧めを受けたロシア公使の榎本武揚が帰国後、その関係者が 1878 年から鬱陵島へ大々的に侵入し、盗伐を始めた事件をいう。朴炳涉「일본의 제 3 차 울릉도 침입사건과 울릉도 탈취 기도」, 『獨島研究』33 号, 2022, 17-23 頁。翻訳は、「日本の第 3 次鬱陵島侵入事件と鬱陵島奪取の企図」、8-12 頁。
<http://www.kr-jp.net/ronbun/park/park-2212-3rd.pdf>

²⁰⁾ この背景は次のとおりである。海軍卿榎本武揚の関係者や財閥大倉組は海軍省の輸送船を利用して松島(鬱陵島)へ侵入して盗伐をおこなったが、これに同行した島根県の大屋兼助は帰国後の 1881 年に松島開墾願を島根県へ申請した。これを重大視した島根県は内務省に上記の伺書を提出した。詳細は、朴炳涉「山陰地方民の鬱陵島侵入の始まり」『北東アジア文化研究』30 号, 2009, 35-36 頁; <http://www.kr-jp.net/ronbun/park/park0910.pdf>
朴炳涉「일본인의 제 3 차 울릉도 침입」, 『韓日關係史研究』35 集, 2010, 204-205 頁;

で伐採や漁採を行った者たちがいたので撤収させ、今後このようなことがないように申禁したことを朝鮮に照覆したと回答し、変更がないことを明らかにした。このように太政官指令は典例として内務省によって引用された。内田はこのような太政官指令が典例となった事実を無視するなど、太政官指令を貶下しているようである。

5. 竹島資料勉強会「第5章 当事者の認識(太政官及び内務省)から見た「竹島外一島」」および「第1章 日本海内竹島外一島地籍編纂方伺」への批判

第5章は「勉強会報告書」の核心である。これと第1章を詳細に検討し、勉強会の問題点や矛盾点を批判する。

1) ウィーン万国博覧会での展示地図

勉強会は、太政官が日本と関係ないと指令した竹島・松島がどの島を指すのかは、1872年に発足した太政官地誌課の認識がキーになると見た。勉強会は1873年当時における地誌課の竹島・松島認識がわかる地図は、地誌課がウィーン万国博覧会にて展示した「大日本国全図」であるとみたが、この地図は逸失しており、両島がどのように描かれているのか不明である。しかし、勉強会はこの地図をはじめ、太政官指令以前の日本政府が作成した地図にて松島はすべてダジュレー島(鬱陵島)を指していたので、内務省や太政官は松島を鬱陵島と考えていたのであり、太政官指令にいう松島は竹島＝独島とは関係ないと主張した。

ところで、勉強会のいう「大日本国全図」という名称は根拠がない。これは『日本地誌提要第一稿』にしたがって「日本全図二幀」と呼ぶべきであろう。この地図に松島がダジュレー島の位置に描かれたと推定する勉強会の根拠資料は、①1873年ウィーン万国博覧会帝国委員会が発行した地図「CARTE de L'EMPIRE DU JAPON」(日本帝国地図、日本国立公文書館の翻訳は「大日本全図(欧文)」)²¹⁾と、②1876年11月以降、地誌課²²⁾が作成したと称する「大日本国全図」(赤-9-21)²³⁾であるという。二つの地図を見ると、ダジュレー島(鬱陵島)の位置にある島について「大日本全図(欧文)」は「Matsou I.」、「大日本国全図」は「松島」と記載し、実在しないアルゴノート島の位置にある島について「大日本全図(欧文)」は「Take I.」、「大日本国全図」は「竹島」と記載した。これらの中で最初に「大日本全図(欧文)」を検証する。

勉強会が①「大日本全図(欧文)」にて地誌課の「日本全図二幀」を推定できると主張する根拠は、「日本全図二幀」を作成し、ウィーン万国博覧会に直接持参した岩橋教章が博覧会閉会后、ウィーンのケーケ(F. Köke)石版印刷所に入って技術を習得したので、彼が「日本全

²¹⁾ 公文附属の図・五五号 大日本全図(欧文). <https://www.digital.archives.go.jp/item/3797631>

²²⁾ 勉強会は「地誌課」としたが、正確に言えば1875年9月以降は太政官修史局地誌掛である。

²³⁾ 記号「赤-」は東京大学「赤門書庫旧蔵地図」の略称である。以下同じ。

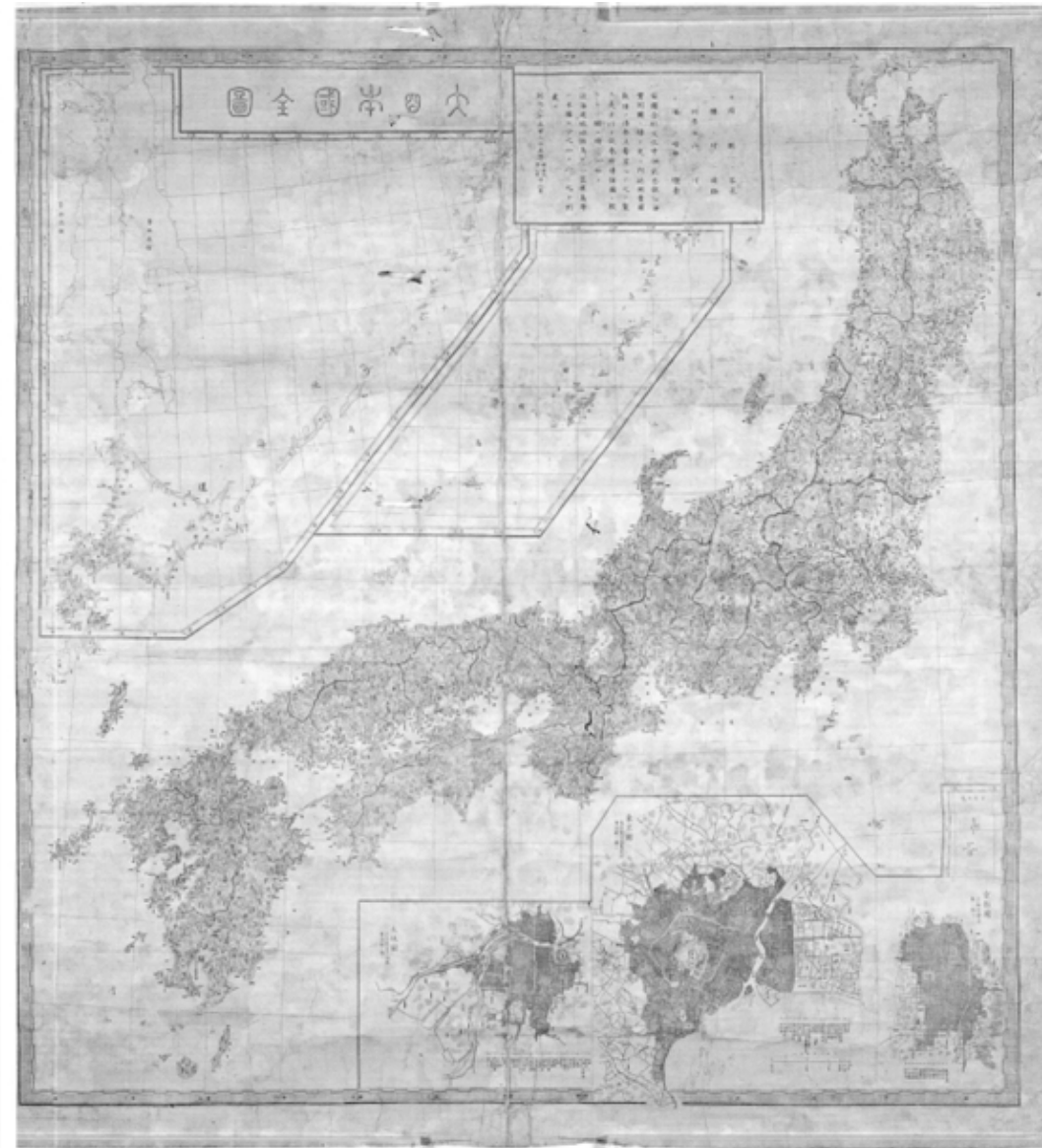
図二幀」の松島認識を「大日本全図(欧文)」に表示したというものである。ケーケは「大日本全図(欧文)」の印刷所である。

しかし、この主張には疑問点が多い。第一に、地図の編集者である。ケーケについては、地図の枠外に「ウィーンのケーケ石版印刷所が彫刻・印刷した」と記されただけであり、ケーケ印刷所が地図の編集にまで関与したのか疑問が残る。第二の疑問は岩橋の関与である。岩橋は博覧会が閉会した 11 月以降にケーケで印刷術を学び始めたが、その年内に地図「大日本全図(欧文)」制作にまで関わり、地図を完成させ、帝国委員会が刊行したとするのは日程上かなり難しいであろう。また岩橋はオーストリア陸軍地理学校で製図法を学ぶことになるが²⁴⁾、西洋式製図法をまだ習得していない岩橋が地図制作に関与したとも考えにくい。第三の大きな疑問は、ダジュレー島の位置に「Matsusima」などと書くのは勉強会がよく認識しているように、シーボルトの「日本地図」以降は西洋地図の伝統ではないだろうかという点である。帝国委員会は単にそのような伝統にしたがって松島をダジュレー島の位置に描いたのであり、これがどうして岩橋の影響といえるのか疑問である。これは勉強会の我田引水ではないだろうか。もし帝国委員会の「大日本全図(欧文)」が西洋地図の伝統に反し、後述する文部省の「大日本大学区全図」のようにダジュレー島の位置に竹島と記したら、地誌課の「日本全図二幀」の影響があり得る。このように 3 点の疑問があるので、「大日本全図(欧文)」における竹島・松島の記載が「日本全図二幀」の影響を受けたとは考えられない。

次に、②「大日本国全図」(赤-9-21)であるが、この日本地図は、地図中の表に記載された 47 ヶ所の灯台、および 57 ヶ所の電信局を表示する目的で作成された。したがって、この地図は灯台や電信局を管轄する工部省が作成したと見るべきであり、当時は皇国の地誌や地図の作成に余念のない地誌掛がこのような地図を作成するはずがないであろう。

実際、太政官地誌掛は「大日本国全図」(赤-9-6) <図 5-1>を 1875 年 12 月に作成したが、後述のようにこれすら測量途中の不完全な地図であった。なお、勉強会はこの地図が 1876 年 12 月に製作されたと主張したが(75 頁、注 26)、これは誤りである。この地図の中に刊行年月日が「紀元 2535 年、明治 8 年乙亥 12 月」と記載されているので、この地図は 1875 年 12 月に製作されたのである。この地図は後述するように地誌課が作成した『磯竹島覚書』の認識にしたがって竹島と松島を日本の領土とは見なかったため、竹島・松島を描いていない。このように 1877 年、太政官指令以前に地誌課が作成した地図で松島が描かれている地図は一枚も確認できない。結局、①「大日本全図(欧文)」や、②「大日本国全図」にて 1873 年に地誌課が作成した「日本全図二幀」の竹島・松島認識を推定できるという勉強会の主張は成立しない。

²⁴⁾ 田中芳男・平山成信編、『澳国博覧会参同記要』, 森山春雍 発行, 1897, 214 頁。
<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/801730>



<図 5-1>太政官地誌課の「大日本国全図」(赤-9-6)

2)地誌課の竹島・松島認識

勉強会は、1873-1874 年、太政官正院地誌課の松島認識を探るため、「日本全図二幀」以外に同図と同時期に作成され、しかも相補関係にある『日本地誌提要第一稿』を取り上げた。この書は隠岐地方に属する島嶼について、「又西北 竹島あり。朝鮮地方を距ること遠からず」と記し、松島を記載しなかった。これは隠岐地方を管轄する鳥取県²⁵⁾が太政官の要求に応じ

²⁵⁾ 明治時代の隠岐島は 1868 年に鳥取藩の管轄となったが、1869 年 2 月(陰)に隠岐県となり、8 月(陰)に大森県管轄、1870 年に浜田県の管轄となった。しかし、1871 年 11 月(陰)に浜田県から分離し、島根県に属した。ところが、翌月島根県から分離し、鳥取県の管轄となった。また、1876 年 9 月(陽)に隠岐島を含む鳥取県は島根県の管轄となった。出展:『国史大辞典』、「隠岐国」、

て地誌に関する原稿を提出したのであるが、隠岐島の調査担当官大塚章造が隠岐の沖合いにある島について、「地図に隠地郡福浦港の所へ竹島への渡航、この所にて天気見合とのことにより、これを以て前日答ふる所以なり」と報告したことによる。そのとき、大塚は竹島を描いた地図を知らなかったし、また竹島までの距離などについても知らず、竹島が存在するという事実のみを上記のように報告した²⁶⁾。地誌課はこれをもとに竹島のみを『日本地誌提要第一稿』に上記のように記載したのである。

したがって、当時、地誌課は松島をほとんど認識していなかったと見るべきであり、『日本地誌提要第一稿』と相補関係にある「日本全図二幀」に松島は記載されなかった可能性が高いとみるべきであろう。ところが勉強会は、「急いで作られた『第一稿』に松島の記述がないとしても、それほど不思議ではないだろう」(77頁)と記し、『日本地誌提要第一稿』に松島がないという厳然たる事実を軽視したのである。

太政官地誌課はすぐに『日本地誌提要第一稿』の改訂作業に着手した²⁷⁾。地誌課は各地方に『日本地誌提要第一稿』を送り、これに添付した「訂正例則」にそって『日本地誌提要第一稿』を訂正するよう指示した。

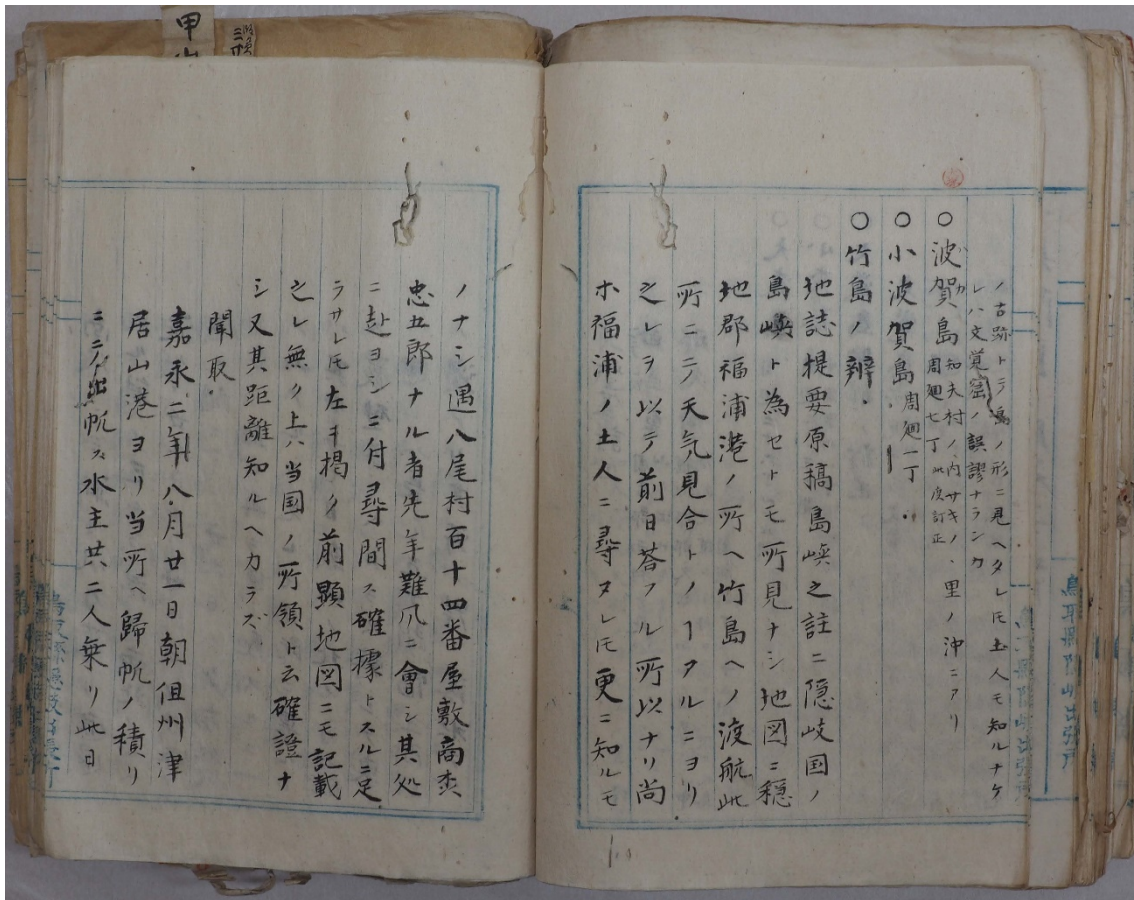
この指示を受けて先の隠岐島担当官の大塚は、彼の回顧談「竹島の辨」(図5-2)によると、「福浦の土人に尋ねれども更に知るものなし」という有様であった。やっと、彼は 1849 年に漂流して竹島なのか松島なのか名前がわからない島に上陸し、帰り道に小さな島を見たという森忠五郎から話を聞き、彼の陳述を紹介したものの確実な根拠にならないと報告し、竹島が隠岐に所属するという確証がないと回答した²⁸⁾。また、島の位置については、新たに発掘した絵図にもとづいて隠岐島から松島まで 70 里、竹島まで 100 里、朝鮮まで 140 里あることを知り、この距離をカイリに直して回答した(77 頁)。

吉川弘文館。

²⁶⁾ 「地誌提要再調」のうち「竹島ノ辨」、『隠岐国地誌提要初度進達ニ相成タル原稿』、松江歴史館所蔵、須田晃久家(須田主殿旧蔵)文書《目録番号 3-11》; 杉原隆、「リアンクール号と同じ年の竹島、松島を見た隠岐の商人―隠岐からの日本の地誌提要」。
<https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/pref/takeshima/web-takeshima/takeshima04/takeshima04-1/okinoshounin.html>

²⁷⁾ 1873 年 3 月 24 日、太政官「番外布告」。

²⁸⁾ 前掲「竹島ノ辨」。森によれば、森は 1849 年 8 月(陰)、漂流してある島に上陸したがすぐに出航した。その後、「南方へ馳す。大凡 15 里[60km]にして又遙に小島をみる。皆赭山なり」と記した。この小さな島は竹島=独島と思われる。一方、上陸した島について森は「是れ松島か竹島か、その実、知るべからず」と書いた。この島は麩陵島と思われる。



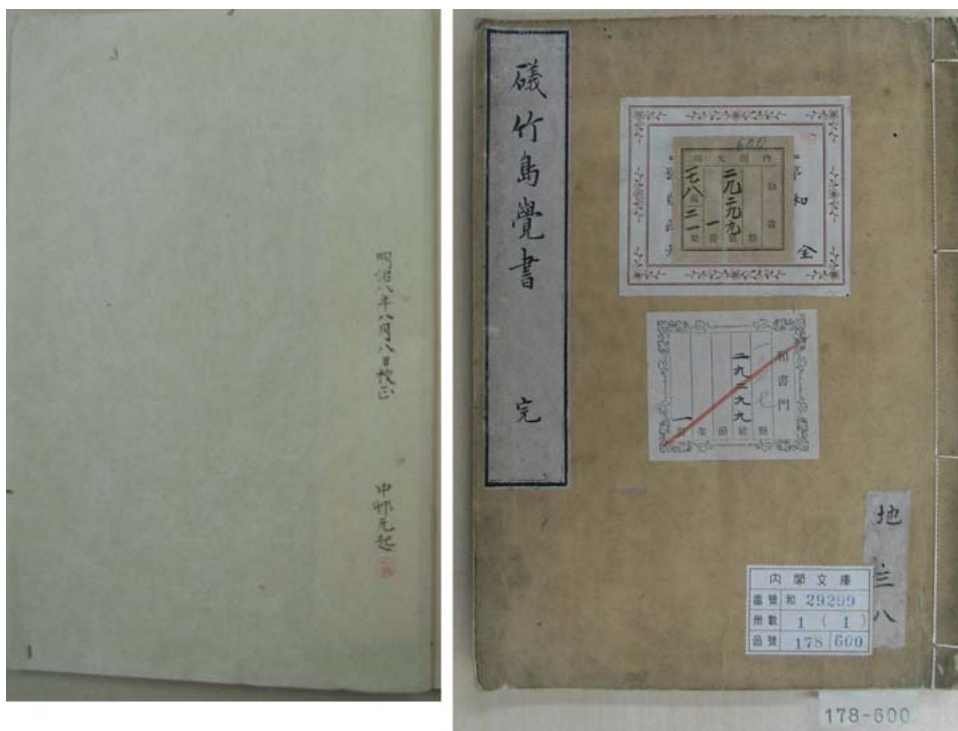
<図 5-2>「竹島の辨」

このように鳥取県の竹島調査には限界があった。そのため、隠岐に所属するという確証のない竹島の記述をどうするのか、判断を迫られた内務省はみずから調査を始めた。1874年8月に内務省へ移転した地誌課は、すでに太政官達書²⁹⁾にもとづいて各地方より収集していた地誌資料の中から竹島資料を中邨元起が校正し始めた。校正とは《デジタル大辞泉》によると、「文字・文章を比較して誤りを正すこと」という。中邨の校正とは、太政官の収集した地誌資料から竹島関連を比較検討したという意味であろう。このような作業の末、1875年8月、中邨は資料集『磯竹島覚書』を作成した。この資料集は日本国立公文書館に所蔵されており、この最後の部分に、「明治8[1875]年8月8日校正 中邨元起」<図 5-3>と記録され、「元起」という捺印がある。これは中邨が資料を校正して作成した原本であり³⁰⁾、1875年当時の内務省

²⁹⁾ 太政官、明治5(1872)年9月25日、「290号達」,「正院於て皇国地誌編輯に付関係書目を差出さしむ」。

³⁰⁾ 朴炳涉「明治政府の竹島＝独島調査」,「北東アジア文化研究」、41号、2016、69頁、注29。
<http://www.kr-jp.net/ronbun/park/park200810.pdf>
 塚本孝は、この『磯竹島覚書』は地誌課が作成した写本であると下記論文で主張したが、写本と

の竹島認識を表わす資料集である。現在、日本国立公文書館にはもう一冊の『磯竹島覚書』も所蔵されているが、これは内務省が太政官から借りた『磯竹島覚書』を 1877 年 1 月以前に筆写した写本である³¹⁾。ところが、勉強会は何の根拠も提示せず、『磯竹島覚書』は「元禄竹島一件に関する書類を江戸幕府が編纂したものである」(21 頁)と主張し、明治政府の検討対象から除外した。勉強会が作成した「(図表1)、政府が明治初期に作成した地図及び文書」(84 頁)は、『磯竹島覚書』を掲載しなかった。これは確かな根拠もなく『磯竹島覚書』を排除するものであり、資料の恣意的な取捨選択であろう。



<図 5-4>『磯竹島覚書』表紙と最終頁

それほど、『磯竹島覚書』の内容は重要である。これは日・朝間の「竹島一件(鬱陵島争界)」交渉過程とともに幕府が竹島を放棄する過程を詳しく記録したので、幕府の竹島・松島認識を知ることができる。特に重要な記事は元禄 8(1695)年 12 月 25 日(陰)、幕府の質問に対して鳥

校正は意味が全く異なるので塚本の主張は妥当でない。塚本孝、前掲論文、2016、69(90)頁、注 32。

³¹⁾ 朴炳涉「池内敏、『竹島、もう一つの日韓関係史』、『獨島研究』、20 号、2016、306 頁(日本語)、261 頁(韓国語)。 <http://www.kr-jp.net/ronbun/park/park-1606-ikeJ.pdf>
『磯竹島覚書』(地理局)の影印・翻刻・韓国語翻訳は、김관원, 『鬱陵島・獨島日本史料集Ⅲ—朝鮮国交際始末内探書・磯竹島覚書・公文録・太政類典』、東北亜歴史叢書 42、2020。この資料集は「解題」にて中邨が作成したと記したが、これを示す中邨が校正した原本『磯竹島覚書』の影印本を掲載しなかったのが惜まれる。

取藩が竹島・松島は鳥取藩所属ではないと回答した記事や、1696年1月23日(陰)、鳥取藩が幕府の追加質問に対し、松島について次のように回答した記事などである。

覚 松平伯耆守³²⁾

- 一 松嶋は何連の国へ付候嶋にても無御座候由承候
- 一 松嶋へ猟に参候儀 竹嶋へ渡海の節 道筋にて御座候故 立寄猟仕候 他領より猟に参候儀は不承候、尤、出雲国、隠岐国の者は米子の者共と同船にて参候
- 一 伯耆米子より出雲国雲津迄、道程十里程
- 一 出雲国雲津より隠岐国焼火山迄、道程式拾三里程
- 一 隠岐国焼火山より同国福浦迄七里程 福浦より松嶋へ八拾里程
- 一 松嶋より竹嶋へ四拾里程
- 一 松嶋へ伯耆国より海路百式拾里程
- 一 松嶋より朝鮮国へは八九拾里程も御座候様に承及候

上記のような内容を地誌課は『磯竹島覚書』に記録し、松島の位置や、松島が日本のどの地方にも属さないことなどを確認した。この直後、地誌課は太政官に移転し、修史局地誌掛となった³³⁾。したがって、上のような認識は太政官の認識になったのである。

勉強会は『磯竹島覚書』に関し、内務省が島根県の伺書を審査する際に太政官地誌課から『磯竹島覚書』などを借用した経緯などは記しても、同書の内容にはほとんどふれようとしない。わずかに、「竹島と松島が因幡伯耆所属ではないと回答した同[鳥取]藩の回答書(元禄8[1695]年12月25日[陰]付)が含まれる」(21頁)と記したのみである。

同1875年12月、太政官地誌掛は先の「大日本国全図」<図5-1>を作成した。この地図は竹島と松島を記載しなかった。両島が日本領でないことが『磯竹島覚書』によって明確になったので当然の成り行きである。この地図の来歴は地図中に、「この図全形、文化中、伊能忠敬沿海実測図により、さらに内地測量図 数種を得、参互考定して之を製す。是を以て従来所伝諸図に較すれば、すこぶる精しさを加ふ」と記された。当時は日本全国の測量がすべて終わっていなかったため、この地図は発展途上の地図である。このためか、この地図の存在は忘れられ、2018年になってその存在が論文で紹介された³⁴⁾。これは修史局内で「皇国地図」と呼ばれたが、この地図は太政官・内務省が作成した「大日本国全図」の中で現存する最も古い貴重な地図である。

勉強会はこの地図に竹島・松島がないということのみを紹介し、この事実が持つ意味につ

³²⁾ 松平伯耆守は鳥取藩主である。この覚書を鳥取藩の留守居役が幕府に提出した。当時の留守居役は小谷伊兵衛である。

³³⁾ 地誌課の足跡は1872年10月に太政官正院地誌課、1874年8月に内務省地理寮地誌課、1875年9月に太政官修史局地誌掛、1877年1月に太政館修史館第3局乙科、1877年12月に太政官地誌部門は廃止、1878年1月に内務省地理局に地誌課を新設。

³⁴⁾ 鈴木純子、「伊能図利用の軌跡」、『地図』56巻1号、2018、15頁。

いては言及しなかった。二つの島がなければ、太政官地誌掛が竹島・松島を日本領土ではないと判断したことを示している。結局、内務省および太政官は、1875年に竹島・松島は日本と関係ないという結論を下し、これをそれぞれ『磯竹島覚書』および「大日本国全図」に表現したのである。

3)『日本地誌提要』の認識

勉強会は『日本地誌提要』巻50「隠岐」が完成した時期を1874年12月とし(77頁)、「重要なのは「西北に松島と竹島の2つの島がある」という文が断定的に記載されているのである。この文だけを見ると「大日本国全図」[「日本全図二幀」]に記載されている竹島・松島と整合的で、太政官正院地誌課としては明治6～7[1873-1874]年時点ではアルゴノート島＝竹島、ダジュレー島＝松島だと理解していた」(78頁)と記した。

しかし、「日本全図二幀」と整合的でなければならない地誌は、同図と同時期に作成され、相補関係にある『日本地誌提要第一稿』である。しかるに勉強会はこの地図に松島がないので、この資料の代わりに3年後の資料である『日本地誌提要』巻50「隠岐」を選んだ。ここでも勉強会は資料を恣意的に取捨選択したのである。

一方、勉強会は、巻50「隠岐」が完成した時期を1874年と主張した。もしそうであれば、ある程度は1873年に作成された「日本全図二幀」と整合性を論じ得ようが、1874年は誤りである。1874年に完成した『日本地誌提要』は巻1～35のみである³⁵⁾。巻50「隠岐」が完成した時期は「日本全図二幀」の作成から3年が過ぎた1876年後半であり、とうてい整合性を論じることはできない。『日本地誌提要』巻50「隠岐」が1876年に完成したことを示す資料は、勉強会が発掘したものの看過した「修史局地誌掛考課表」³⁶⁾<図5-4>である。

³⁵⁾ 石田龍次郎,「皇国地誌の編纂—その経緯と思想」,『一橋大学研究年報 社会学研究』8号, 1966, 17頁.

³⁶⁾ 「修史局地誌掛考課表」,『内務省地理局文書』,東京大学史料編纂所,請求記号:内務省地理局文書-D-002.

修史局地誌掛考課表		
年度	編輯	製圖
自明治 九年一 月	日本地誌提要 五巻 刊行 東海道部式蔵子常陸至 同 北陸道部 成稿 七巻 合計拾貳巻	本國全圖 壹鋪 東洋全圖 壹鋪 日本全圖 壹鋪 費内全圖 壹鋪 同 陸羽全圖 壹鋪 陸羽街道便覽圖 壹巻 天保度架本繪圖端寫 拾鋪 肥前村測景圖端寫 拾八鋪 肥前村測景圖端寫 拾八鋪 合計四拾鋪壹巻
至同年 六月	日本地誌提要 拾三巻 刊行 東山道部 同 山陰道部 成稿 八巻 同 山陽道新橋層端寫 四巻 同 山陽道新橋層端寫 壹巻 合計貳拾六巻	陸羽街道圖 壹鋪 陸羽街道圖 壹巻 北海道路程圖 壹鋪 同 札幌近海圖 壹鋪 天保度架本繪圖端寫 拾五鋪 肥前村測景圖端寫 拾四鋪 肥前村測景圖端寫 拾六鋪 合計三拾七鋪壹巻
自同年 七月		
至同年 十二月		

＜図 5-4＞「地誌掛考課表」に記録された『日本地誌提要』山陰道部

この考課表によれば、巻 50「隱岐」を含む『日本地誌提要』山陰道部 8 巻の成稿は、1876 年 7 月～12 月である。巻 50「隱岐」は竹島・松島を次のように記述した。

- 本州[隱州を指す]の属島、知夫郡四拾五、…合計壹百七拾九。之を総称して隱岐の小島と云。
- 又西北に方りて松島竹島の二島あり。土俗相伝え云ふ。穩地郡福浦港より松島に至る海路凡六拾九里三拾五町。竹島に至る海路凡百里四町餘。朝鮮に至る海路凡百三拾六里三拾町³⁷⁾

このように『日本地誌提要』は、竹島・松島を記載しても『隱州視聽合記』と同様に両島を隱岐の属島 179 島に含めず別に記述した。すなわち、二つの島を日本の領土として見なかった。これは、『磯竹島覚書』を反映した結果である。

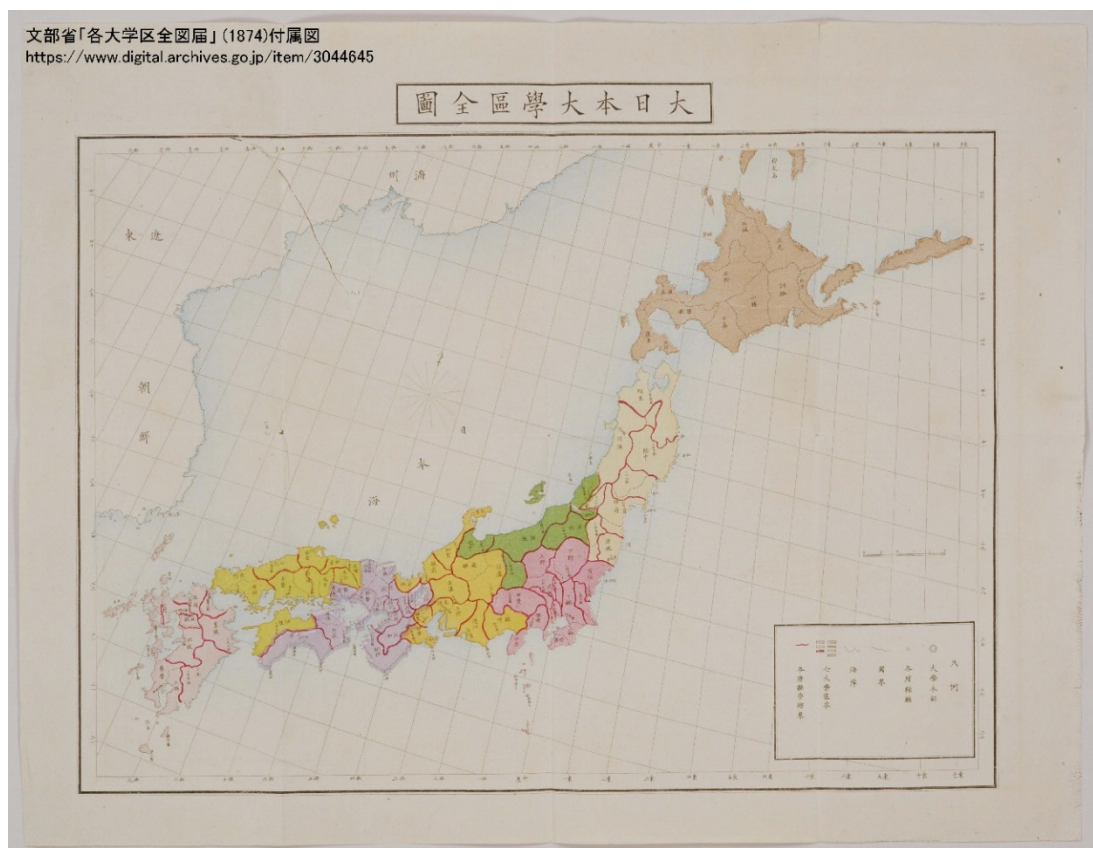
³⁷⁾ 『日本地誌提要』, 巻 50, 「隱岐」。

4) 日本政府の竹島・松島認識

勉強会は、太政官指令以前の日本政府は、「松島といえばダジュレー島を指すことを認識していた」(14 頁)と主張した。この主張の当否を確認するため、勉強会が根拠とする日本政府によって作成された地図を検証する。

(1) 文部省「大日本大学区全図」

勉強会は看過したようであるが、明治政府内で文部省は早い時期からダジュレー島(鬱陵島)の位置に竹島を描いていた。1874 年文部省は大型地図「大日本大学区全図」³⁸⁾<図 5-5>を作成した。この地図は部分図<図 5-6>のように北緯 37 度 14 分、西経 9 度 13 分(東京基準)付近にある島を竹島とした。これはダジュレー島(鬱陵島)の位置とわずかな違いはあるが、同島に該当する。この地図に松島はない。日本政府がダジュレー島を松島だと認識していたという勉強会の上の主張は、この「大日本大学区全図」によって完全に覆る。



<図 5-5> 文部省「大日本大学区全図」

³⁸⁾ 国立公文書館所蔵。 <https://www.digital.archives.go.jp/img.L/3044645>

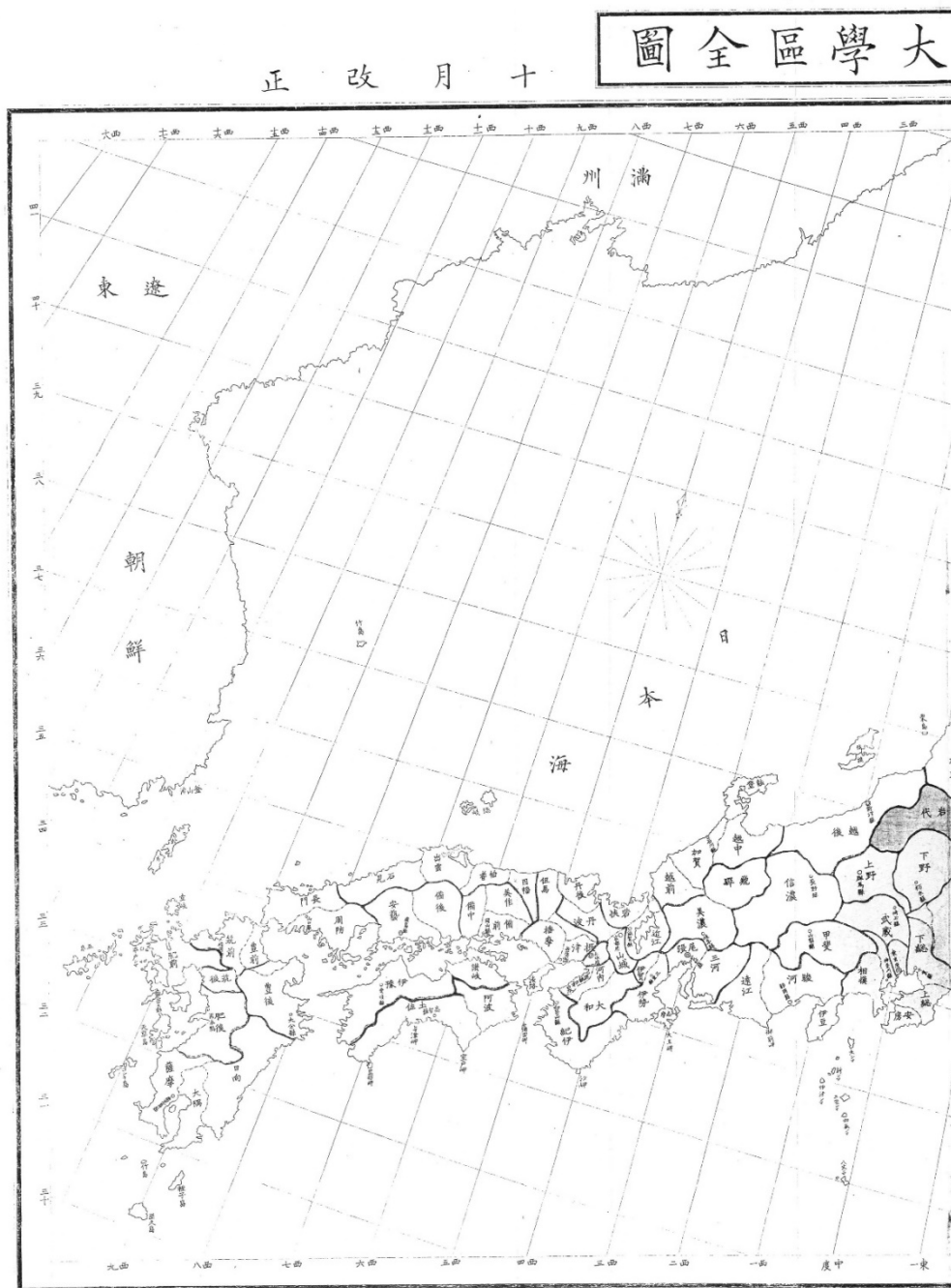


<図 5-6> 「大日本大学区全図」、竹島付近拡大図

また、この地図で竹島は朝鮮半島と同じように彩色されなかった。文部省は竹島を日本の領土として見なかったのである。この地図は 1874 年 7 月に文部省が太政官に提出した「各大学区全図届」に添付された³⁹⁾。しかも、この地図は 1876 年 10 月<図 5-7>のように改正され

³⁹⁾『公文録』明治七年・第七十二巻・明治七年七月・文部省伺(布達), 国立公文書館 請求番

たが、この地図でも竹島などはそのままであった。2年以上も竹島はダジュレー島の位置にあるという認識が文部省・太政官にて継続した。



<図 5-7>改訂された「大日本大学区全図」、部分図

一方、文部省は 1875 年にも日本地図を製作した。明治時代の地理学者である田中阿歌麻呂は日本が竹島＝独島を編入した半年後の論考「隠岐国竹島に関する旧記」第 1 回にてこう記した。

此島[リアンコート岩]の沿革を考ふるに其[リアンコート岩]発見の年代は不明なれども、フランス船リアンクール号の発見より遙かに以前に於て、本邦人の知る所なり。徳川氏の時代に於て之れ[竹島(鬱陵島)]を朝鮮に与えたるが如きも、其の以前に於て、此島[竹島(鬱陵島)]或は隠岐に或は伯耆、石見に属したり。明治の初年に至り、正院地理科[ママ]に於て其[竹島(鬱陵島)]の本邦の領有たることを全然非認したるを以て、其の後の出版にかかる地図は多く其の所在を示さざるが如し、明治 8[1875]年文部省出版 宮本三平氏の日本帝国全図には之れ[竹島(鬱陵島)]を載すれども、帝国の領土外に置き、塗色せず⁴⁰⁾

田中は上の文にて江戸時代の「竹島」をリアンクール岩と誤解したが、シリーズ最後の論文にて旧記(1905 年以前の記録)に書かれた竹島は鬱陵島であると訂正した。このことを加味して田中のいう「之れ」とか「此島」を補足すれば[]内に示したとおりである。

このように文部省の 1874 年「大日本大学区全図」、1875 年の「日本帝国全図」、1876 年「大日本大学区全図」改訂版など、太政官指令以前の文部省の地図はダジュレー島(鬱陵島)を竹島と描き、着色しなかったのである。文部省は日本の領土として認識していなかった竹島(鬱陵島)をなぜわざわざ描いたのか、またなぜ松島を描かなかったのか疑問が起こる。その理由は、おそらく文部省が太政官地誌課の「日本全図二幀」および『日本地誌提要第一稿』を活用したためであると考えられる。そのような事情や背景を次に検討する。

明治政府で最初に地誌編纂を本格的に開始した機関は文部省であった。文部省は、国土内外の地理的知識の習得、すなわち地理教育を日本国民の必須要件の一つとして重視し、教育用の地誌編纂や、それに伴う地図の作成を1872年1月に開始した⁴¹⁾。しかし、文部省では担当部署である編輯寮が 9 月に廃止になり、11 月に編書課や、師範学校に編成局が設けられるなど組織が頻繁に改編され、地誌編纂は順調ではなかった。編書課自身は地誌の編纂を直接おこなわず、これを師範学校の大槻修二に内職として任せた。師範学校編成局は、ひたすら教科の図書を編纂するのに忙しかったためである。師範学校は、1872 年に設立された中学校(今の高校に該当)教員の唯一の養成機関であったが、1873 年に他の地方にも師範学校が設立されたので、校名を東京師範学校と改めた。大槻は太政官地誌課の『日本地誌提要第一稿』を活用して『日本地誌略』を編纂し、これを文部省が 1874 年に刊行した⁴²⁾。この

⁴⁰⁾ 田中阿歌麻呂、「隠岐國竹島に関する舊記」、『地學雜誌』, 200 號, 1905, 594 頁.
<http://www.kr-jp.net/chishi/chigaku/chigaku200.pdf>

⁴¹⁾ 正月27日、文部省番外、地理誌略編輯ニ付各県有名ノ産物ヲ進致セシム(『法令全書 明治5年』)。

⁴²⁾ 島津俊之、「明治政府の地誌編纂事業と国民国家形成」、『地理学評論』, 75 卷 2 号, 2002, 90-91 頁。

書に日本地図が付属したが、地図にも本文にも竹島・松島は記載されなかった。大槻は東京師範学校が所有する『磯竹島事略』(内題は磯竹島覚書)に従って、竹島・松島を日本領土ではないと判断したのであろう。東京師範学校が『磯竹島事略』を所有したことは、同校の流れを汲む筑波大学図書館が所蔵する『磯竹島事略』全 2 巻で確認される。この文献に「東京師範学校図書館」の所蔵印が押されてある。これは地誌課の『磯竹島覚書』を筆写したと推定される⁴³⁾。

文部省は、地誌課の『日本地誌提要第一稿』などの地誌資料を利用しただけでなく、地誌課が 1873 年に作成した「日本全図二幀」も利用した。その代表的な例が、1877 年に文部省が刊行した特大の「日本全図」二幀である。鈴木によると、「この地図がウィーン万国博覧会出品の地図の姿にもっとも近い地図であることは確かである」⁴⁴⁾という。これらは縮尺が同じで 2 枚がセットである点など多くの共通点がある。したがって文部省は太政官地誌課の「日本全図二幀」が逸失する前にその地図の複写を作成したか、あるいは地図情報を保存していたのであろう。ただし、文部省の「日本全図」二幀における竹島・松島などの島嶼や、港湾などは後述するように海軍省に従ったので、地誌課の「日本全図二幀」とは無縁である。

元来、独自の地図づくりができない文部省は「日本全図二幀」の地図情報などを利用して「大日本大学区全図」など、すべての地図を作成したのであろう。したがって、「大日本大学区全図」に記載された竹島は地誌課の「日本全図二幀」に由来すると考えられる。本来、「日本全図二幀」は『日本地誌提要第一稿』と相補関係にあり、『日本地誌提要第一稿』が竹島のみを記載したので、「日本全図二幀」も竹島のみを記載した可能性が高い。この場合、地誌課の「日本全図二幀」における竹島の位置は、同図を範とした「大日本大学区全図」にある竹島の位置と同じであったと考えられる。すなわち、地誌課の「日本全図二幀」では竹島がダジュレー島(鬱陵島)の位置に描かれ、松島は描かれなかった可能性が高い。

(2) 陸海軍の竹島・松島認識

明治初期、陸海軍は外国で作成された地図や海図を翻訳して日本や朝鮮の地図・海図を作成した。その特徴は、①「松島」は陸海軍ともに朝鮮の地図のみにダジュレー島(鬱陵島)の位置に描いた、②「竹島」は陸軍のみが朝鮮の地図に実在しないアルゴノート島の位置に描いた、③陸海軍ともに日本の地図や海図には竹島や松島を描かなかったという点にある。このように、陸海軍は地図や海図の作成当時からアルゴノート島に相当する島は存在しないと見て

⁴³⁾ 『磯竹島事略』の翻刻文は、竹島問題研究会『「竹島＝独島問題に関する調査研究」最終報告書(資料編)』、島根県、2007、1-25 頁。この報告書の凡例は、「[この資料を]誰がいつ編纂したのかは確かではないが、幕府による編纂だと推定される」と書いたが、この書籍は内題が「磯竹島覚書」であることなどから、地誌課の『磯竹島覚書』を筆写して全 2 巻に製本したと推定される。なお、古文書の表紙は傷むと取り替えるため、表紙に書かれた表題は信頼性が低い。古文書は内題が本来の文献名に近いと考えられる。

⁴⁴⁾ 鈴木純子、前掲論文、2018、16 頁。

いた。また、陸海軍ともに松島を日本領とは見ずに朝鮮領と見た。したがって、陸海軍のいう松島は日本名ではなく、朝鮮の島に対する名称である。

陸海軍の地図や海図は具体的に竹島・松島を次のように扱った。陸軍は、1873年には地誌『兵要日本地理小誌』付属として「大日本国全図」を、1877年には「大日本全図」を作成したが、これらに竹島・松島を記さなかった。一方、1875年には「朝鮮全図」を作成し、〈図5-8〉のように「竹島」をアルゴノート島の位置に破線で描き、「松島」をダジュレー島の位置に朝鮮の島として実線で描いた。アルゴノート島を存在しないと見ていた。また、竹島・松島は伝統的な西洋の地図を翻訳したものであり、日本の文献とは無関係である。



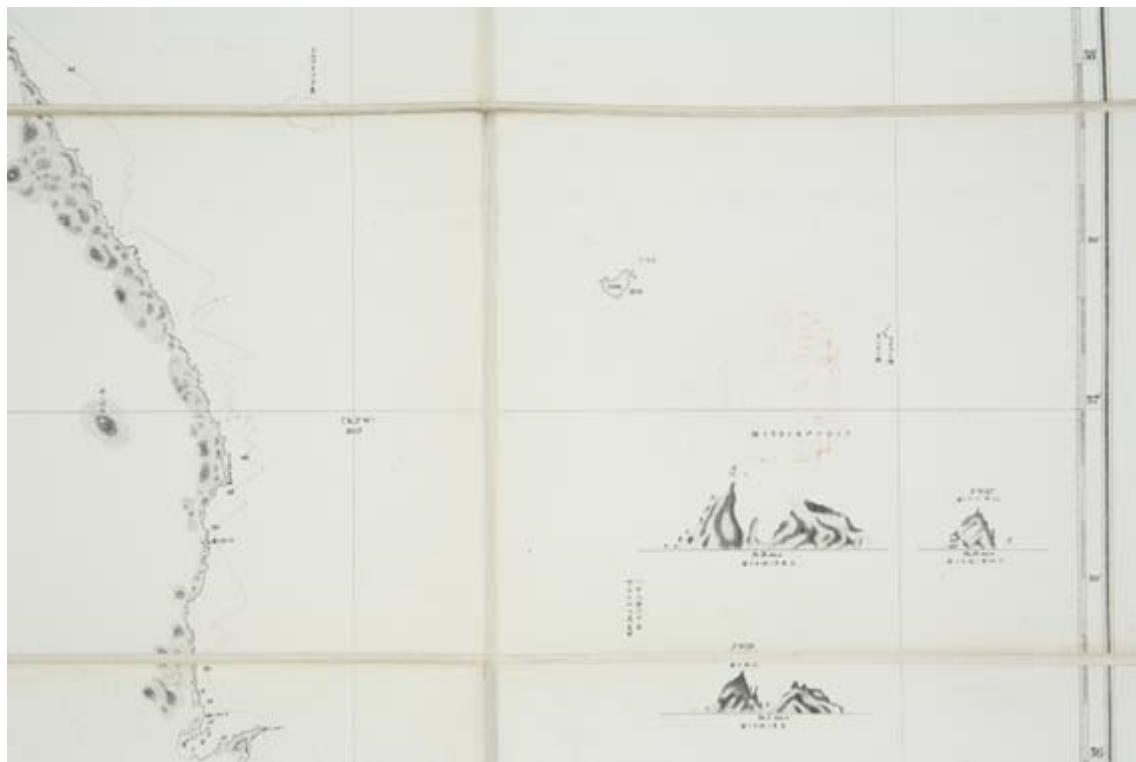
〈図5-8〉陸軍省「朝鮮全図」、部分図

一方、海軍は日本全体の海図を作成するよりも先に「朝鮮全図」⁴⁵⁾や海図「朝鮮東海岸図」を作成した。「朝鮮東海岸図」は1875年に海軍水路寮が作成し、翌年改訂した。これはロシアのプチャーチンが作成した朝鮮東海岸の海図をロシア公使榎本武揚が入手して外務省へ送り⁴⁶⁾、その海図や英国の海図を元に海軍水路局が急いで作成したのである。これは〈図5-9

⁴⁵⁾ 海軍水路寮は1873年に「朝鮮全図」を作成し、これに于山島と鬱島を記載したが、竹島・松島を記載しなかった。この地図中に記された説明によれば、海軍は1872年に朝鮮へ派遣した春日艦が入手した地図を元にこの地図を作成したという。春日艦は、対馬藩が使用していた釜山の倭館を接収して外務省の公館とするために派遣された軍艦である。おそらく春日艦はその地図を倭館から入手したと思われる。

⁴⁶⁾ 榎本武揚は、日本外務省から雲揚艦事件の知らせを受けとるや、外務省へ朝鮮に宣戦布告す

>のように、実在しないアルゴノート島の位置には破線でアルゴナフタ島を描き、ダジュール島の位置には「松島」を、竹島＝独島の位置には二つの岩、オリウツ礁・メ子ライ礁を立面図まで描いた。一方、この海図に竹島という名称の島はない。



<図 5-9>海軍水路寮「朝鮮東海岸図」、部分図

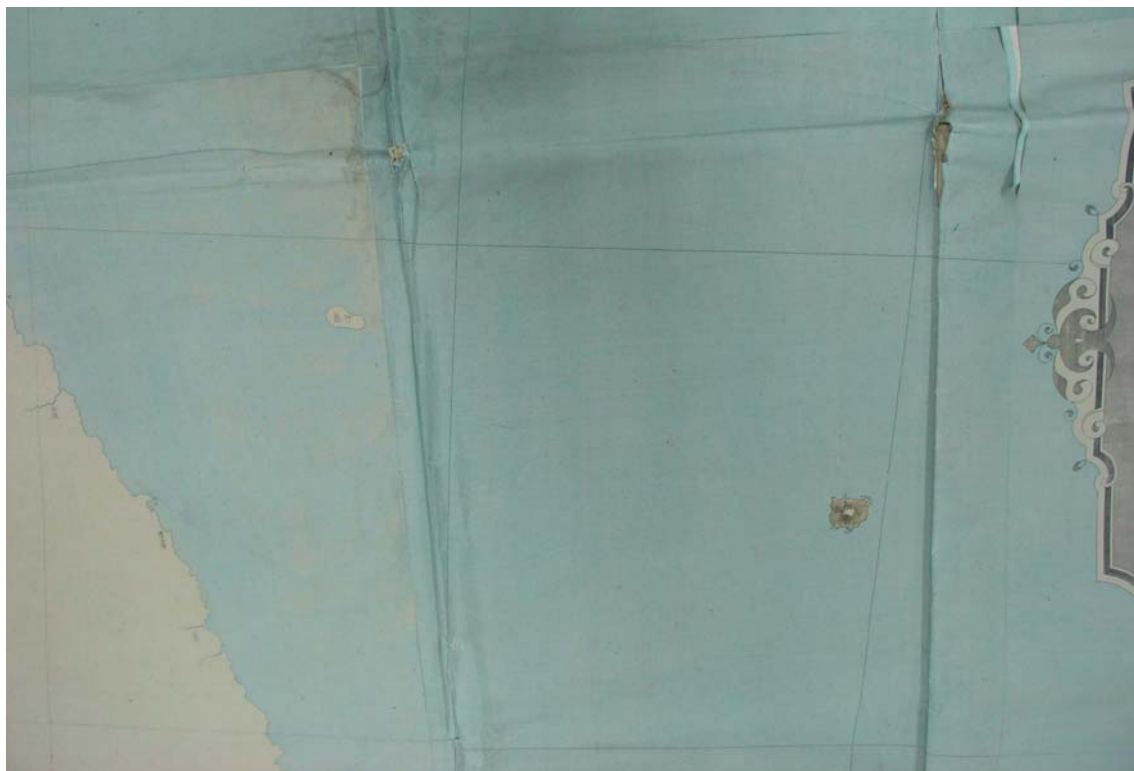
(3)海軍省情報の標準化

1874年、日本政府は琉球国漁民の遭難問題を口実にして台湾に出兵し、この出兵問題を解決する条款を清国と結んだ。この条款を名分として日本政府は1875年、いわゆる琉球処分を断行し、日本の領土に編入し始めた。同年、日本はロシアと千島－サハリン交換条約を結び、千島列島北部を日本領土に編入した。これらの新しい領土の海図を海軍省が作成するようになると、日本政府の多くの省庁は、日本地図を描くときに周辺の島嶼に関しては、海軍省の刊行物や情報に従わざるを得なかった。

文部省も海軍省の情報に従った。1877年9月に製作した先の「日本全図」二幀に記され

ることや、首都の漢城および永興湾の攻撃を建議し、永興湾を攻撃するのに必要な資料としてブチャーチン測量した海図を送った。朴炳涉,「1870년대 일본의 '정한' 계획과 동해안」,『海洋領土研究』,2023,35頁。翻訳は、「1870年代日本の「征韓」計画と朝鮮東海岸」, <http://www.kr-jp.net/ronbun/park/park-2306j-1870s.pdf> 一方、榎本が外務省へ送った海図は、下記であると考えられる。国立中央博物館,『가고 싶은 우리 땅 독도』,통천문화사,2006, pp.88-89.

た説明は、「港・岬・島嶼は皆これを海軍省の沿海実測表に徴し」とした。かつて文部省は「大日本大学区全図」でダジュレー島(蘆陵島)の位置に竹島を描いたが、その名前を海軍の情報に従って松島に変えて「日本全図」二幀を作成した。「松島」の位置は北緯 37 度 30 分、西経 9 度 4 分(東京基準)である。この位置は、先の「大日本大学区全図」に描かれた竹島の位置から北に 16 分、東に 9 分ほど移動しているが、蘆陵島に対する日本名を当初の竹島から「松島」に変えたことは確実である。このため、地図を詳しく見る人には「大日本大学区全図」に書かかれた竹島という名前が誤りだったという印象を与えることになった。この印象を薄めるためか、あるいは『日本地誌提要』巻50「隠岐」や長久保赤水「改正日本輿地路程全国」などとの整合性を考慮したためか、文部省は地図に「竹島」を追加した。「日本全図」二幀はく図 5-10>のように、かつて海軍水路局が実在しないと考えて破線で描いたアルゴナフタ島に「竹島」と名付け、同じように破線で描いて追加した。このように「竹島」を地図に描くのは陸軍の「朝鮮全図」にて前例があるので、名分は何とか成り立つであろう。

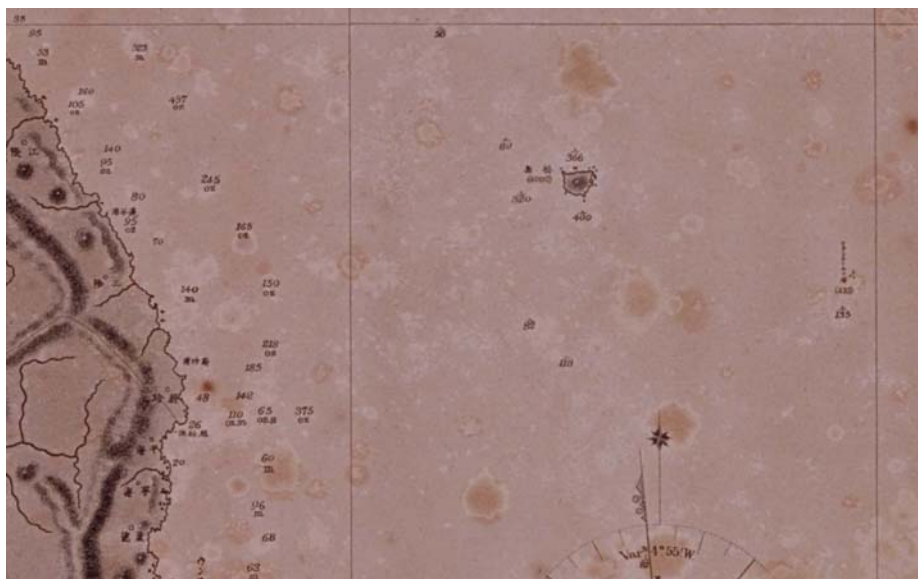


<図5-10> 文部省「日本全図」二幀の竹島・松島

一方、日本海軍は海図の作成を完了し、1878 年 11 月、『大日本海岸実測図』を刊行した。この中に北海道と沖縄を除く日本および朝鮮を描いた「日本海岸全図」⁴⁷⁾<図 5-11>があるが、この地図にてダジュレー島の位置に「松島」を、竹島=独島の位置にリアンコルト岩を描いた。ただし、これらが日本領か、朝鮮領かを読み取ることはできない。また、この海図は先のアルゴ

⁴⁷⁾ 国立公文書館 [請求番号]特 77 乙-0001. <https://www.digital.archives.go.jp/item/704082>

ナフタ島や竹島を描かなかった。この海図が日本の標準である。



<図 5-11>海軍『大日本海岸実測図』中の「日本海岸全図」、部分図

一方、工部省は文部省と同様、竹島・松島を地図に描いた。それが、勉強会が 1876 年 11 月以降の工部省の地図を太政官地誌課の地図と誤って紹介した先の「大日本全図」(赤一9-21)である。これに「竹島」がアルゴノート島の位置に、「松島」がダジュレー島の位置にそれぞれ実線で描かれた。工部省は竹島・松島の地誌や沿革を詳しく検討した痕跡がないので、おそらく手軽に利用できる地図を選択した結果、このような地図を描いたと考えられる。

(4) 日本政府の地図

太政官指令以前、日本の中央および地方政府が作成した日本地図と朝鮮地図をまとめると、次のようになる。

A. 竹島・松島のない日本地図

1. 1870 年「官板実測日本地図」(大学南校)
2. 1873 年『兵要日本地理小誌』付属、「大日本国全図」(陸軍省)
3. 1874 年『日本地誌略』付属地図(文部省)
4. 1875 年「大日本国全図」(太政官地誌課)
5. 1876 年『兵要日本地理小誌』付属、「大日本国全図」改訂版(陸軍省)

B. 竹島あるいは松島が記載された日本地図

1. 1874 年「大日本大学区全図」(文部省)、竹島を記載
2. 1876 年「大日本大学区全図」改訂版(文部省)、同上

3. 1876 年「磯竹島略図」(島根県)、竹島・松島を記載

これらはすべてダジュレー島(蘆陵島)の位置にある島を竹島と呼称した。また、太政官地誌課が 1873 年に作成した「日本全図二幀」も、ダジュレー島(蘆陵島)の位置にある島を竹島と呼称したと思われるが、地図が逸失したので確認できない。また文部省が 1875 年に作成した「日本帝国全図」も竹島をダジュレー島(蘆陵島)の位置に描いたと考えられるが確認できない。このほか、工部省の「大日本国全図」があるが、これは 1876 年 11 月以降に製作されたということで、太政官指令以前に製作されたかどうか確認できない。この地図はダジュレー島(蘆陵島)の位置にある島を「松島」と呼称した。

C. 竹島や松島が記載された朝鮮地図

1. 1875 年「朝鮮全図」(陸軍省)、「竹島」(破線)と「松島」を記載
2. 1875 年「朝鮮東海岸図」(海軍水路局)、「松島」を記載

これらは主に英国などが作成した地図や海図、水路誌などを翻訳し、外国である朝鮮の地図を作成したのである。これらは蘆陵島の位置にある島の外国名を翻訳して漢字で「松島」と記したが、これは日本の島に対する呼称ではなく、朝鮮の島に対する呼称である。勉強会は、これら翻訳地図や海図にある竹島・松島を日本の文献にある竹島・松島と関連付けようとするが、これらは『日本地誌提要』などとは無関係である。

以上のように明治政府が 1875 年前後に作成した日本地図からわかるように、ダジュレー島(蘆陵島)の位置にある島を竹島と認識していた。これは『磯竹島覚書』の認識と整合的であり、江戸時代の認識とも整合的である。しかるに、陸海軍が 1875 年に翻訳した朝鮮地図がダジュレー島(蘆陵島)を松島と呼称したので、日本政府内でも混乱が始まった。その後、1877 年頃から日本周辺にある島嶼は海軍省の情報が標準になるにつれ、次第にダジュレー島(蘆陵島)を「松島」と呼ぶようになった。

(5) 二つの松島と二種類の太政官指令

勉強会は前述のように、内務省や太政官が「磯竹島略図」の松島を現在の竹島＝独島と考えていたのであれば、松島が新旧 2 つあることを認識していたことになるので、内務省や太政官は明治 10 年太政官指令の対象となる「外一島」がいずれの松島を指すのか混乱が生じないように説明するはずだが、そのような説明がないと主張した。この問題を考えることにする。

1876 年、島根県の伺書は今日の竹島＝独島を松島と呼んだ。一方、1877 年に太政官指令がくださった 6 ヶ月後に文部省は今日の蘆陵島に対する呼称を竹島から「松島」に変えた。このように松島は新・旧 2 つになり、島名の混乱が加速した。そうした中、竹島外一島の伺書を提出した内務省と、これに対して指令を出した太政官との両当局間で混乱があったのかどうか

検討する。

先に見たように、内務省地理寮の首長である杉浦と太政官地誌課の首長である塚本の間では、往復書状<図 2-1>を取り交わした。そこで確認したように、両者が問題にしている松島は、『磯竹島覚書』などの文献に記録された松島、すなわち今日の竹島＝独島である。これが内務省と太政官の共通認識になった。したがって、『公文録』に記録された太政官指令のいう「外一島」、すなわち松島がどの島を指しているのか、内務省と太政官の間で混乱はあり得ず、この松島は今日の竹島＝独島である。

一方、内務省・太政官以外では典例・条規として記録された『太政類典』が適用される。この『太政類典』にて「外一島」を探すと、島根県の「原由の大略」に書かれた松島以外に該島する島がない。したがって、「外一島」は松島、今日の竹島＝独島を指すことは確実であり、何の混乱も生じない。結局、太政官は竹島＝独島も確実に日本領土でないと指令したのである。

(6) 太政官指令後の内務省の地図

1877年12月、太政官修史館は地誌部門(第三局乙課)を廃止した。理由は修史官最高責任者が地誌部門の首長である塚本と意見が対立したためだという。太政官を去った塚本を内務省地理局局長杉浦が1878年1月に引き取り、内務省に地誌課を設置した⁴⁸⁾。これにより日本の地誌と地理は共に内務省地理局が担当することになった。

太政官指令後に内務省地理局が作成した地図を見てみよう。地理局は1879年には「大日本府県管轄図」を、1880年には「大日本国全図」を、1881年には「大日本府県分割図」などを作成した。これらの官撰地図にて内務省は竹島・松島を描かなかつたり、描いたとしても日本の領土として扱わなかった⁴⁹⁾。これは1877年に竹島・松島が日本と関係ないという太政官指令を受けたので当然である。

また、内務省地理局は廃藩置県⁵⁰⁾が断行された1871年から1883年まで日本各地の管轄がどのように変遷したのかを示す地図帳『大日本国全図』⁵¹⁾を1883年に編纂した。この中の地図13枚すべてに竹島・松島は記載されていない。竹島・松島は日本とは無関係だと判断したのである。この地図帳の中で代表的に「日本全図二幀」が作成された1873年に該当する地図を<図 5-12>に示す。これに竹島・松島はない。たとえ、「日本全図二幀」が竹島などを描い

⁴⁸⁾ 佐藤洸,「内務省地誌課の事績」,『古地図研究』305号,1993,7頁.

⁴⁹⁾ 朴炳涉,「明治政府の竹島＝独島認識」,『北東アジア文化研究』,28号,2008,41頁.

<http://www.kr-jp.net/ronbun/park/park200810.pdf>

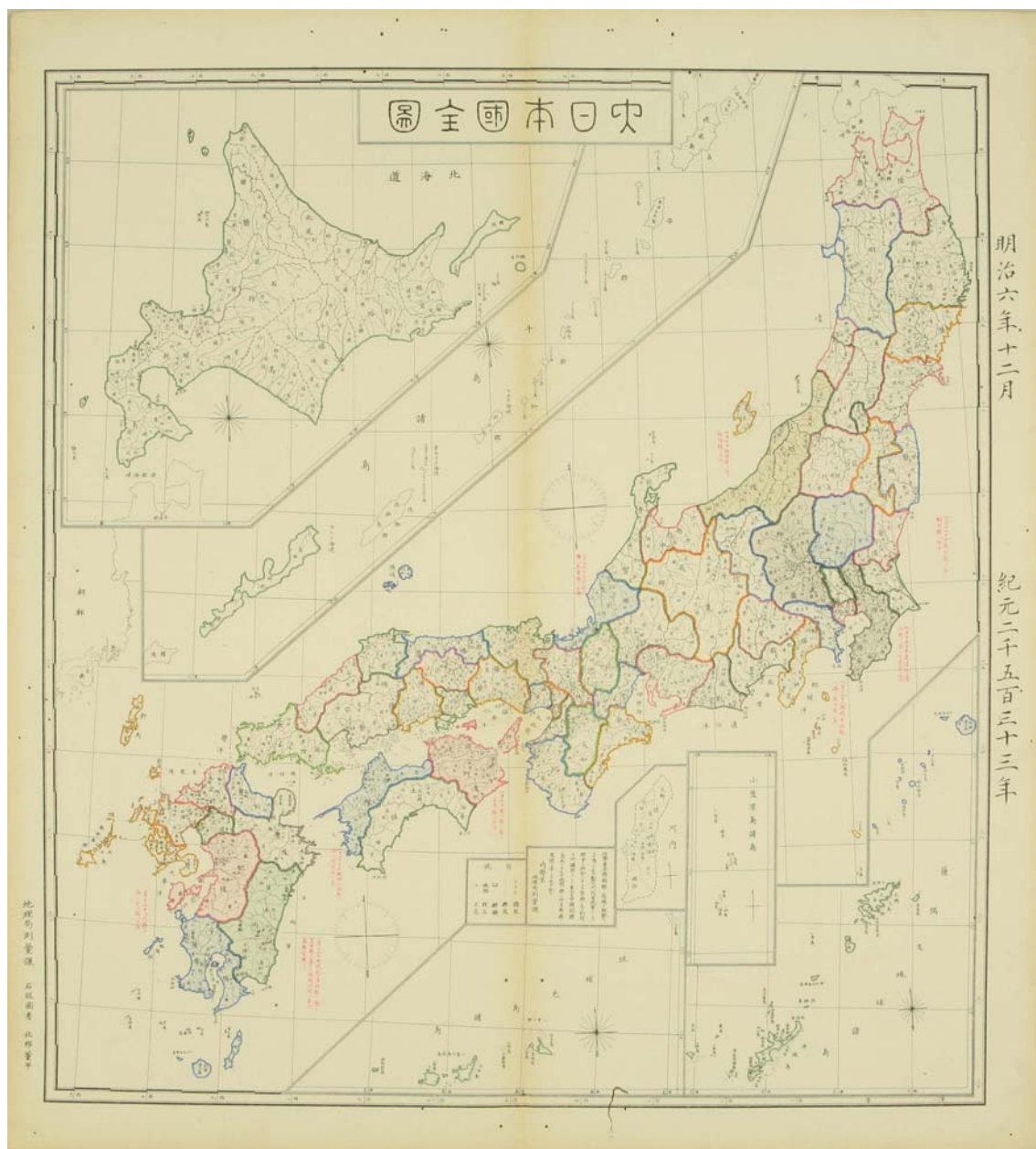
⁵⁰⁾ 1869年に設立した藩を廃止し、県に転換した制度。これにより、江戸時代の大名らが就任した藩知事が廃止される一方、政府が任命した縣令が派遣され、中央集権が強化された。

⁵¹⁾ 内務省地理局測量課,『大日本国全図』,国立公文書館所蔵,[請求番号]ヨ291-0310; 朴炳涉,「안용복 사건 이후의 독도 영유권 문제」,『獨島研究』13号,2012,157-158頁.

<http://www.kr-jp.net/ronbun/park/park-1212ahn.pdf>

ていたとしても、それは日本領ではなかったということである。この地図帳は『太政類典』とともに竹島＝独島が日本領でないことを示す重要な資料である。

結局、日本政府は明治時代初期から 1883 年まで、竹島・松島など隠岐島の沖合いにある島々は、その名称が何であれ、日本領土ではなかったと判断した。この判断は 1905 年までは変更がなかったのである。



< 図 5-12 > 内務省地理局「大日本国全図」

6. 松澤幹治「第6章 明治 10 年‘太政官指令’当時の政治情勢」への批判

松澤は、1877年に日本は西南戦争と呼ばれる内乱の最中に太政官指令が下された状況をつぶさに明らかにした。彼は東京で摂政に任命された岩倉具視が西側の政府中枢と協議せずに太政官指令を発し、その結果も報告しなかったのは重大事ではなかったからであると見た。すなわち、太政官指令は日本の国境を新たに決定する重大事ではなく、ただ江戸時代の「元禄竹島一件」にて竹島のみを朝鮮の領土と定めた決定だけを継承したのでであると主張した。また、彼はこの観点が韓国側の見解と一致するとも語った。

松澤の論考における問題は、明治政府が受け継いだ「竹島一件」の内容に関する見解である。松澤は日・朝両国は「竹島一件」で竹島(鬱陵島)のみを交渉したので竹島=独島は無関係であり、竹島(鬱陵島)に関する決定事項だけが明治政府に継承されたと主張した(108頁)。しかし、松澤の主張には文献的裏付けがない。本来、明治政府が江戸時代の竹島一件をどのように継承したのかを知るには、①明治政府が竹島一件をどのように認識し、②どのような行動をとったのかを検証する必要がある。しかし、松澤はこの検証をおこなわずに論理の飛躍をおこなったのである。

まず、①明治政府の「竹島一件」に対する認識であるが、これがわかる文献は、日本国立公文書館が所蔵する『磯竹島覚書』である。この文献は先に書いたように二冊あり、一冊は1875年、内務省地誌課の中邨元起が太政官の収集した資料を比較、校正して作成した資料集、もう一冊はその複製である。松澤もこれらの文献を根拠もなしに江戸幕府が作成したと考えるのかどうか不明であるが、これらは資料集が作成された1875年当時の内務省、ついで地誌課の移転先である太政官の認識を表わす文献である。

これらを見ると、江戸幕府は対馬藩から日・朝交渉に関する報告を受けただけでなく、自ら竹島を調査したことがわかる。すなわち、幕府は鳥取藩へ二回にわたって質問をし、前述のように松島が竹島へ行く途中にあるので漁民たちが漁猟をしたことや、松島や竹島までの路程などを知るようになった。これによって幕府は、竹島に近い松島は竹島あつての島、すなわち竹島の属島のように理解したであろう。また幕府は竹島・松島が鳥取藩をはじめ日本のどの地方にも所属していないことを確認し、竹島が朝鮮領土であることを認めて竹島渡海禁止令を出した。また、その禁止令を朝鮮へもそれを伝えた。概略こうした史実を明治政府は竹島一件として認識したのである。

次に、②明治政府はどのような行動をとったのか見ることにする。これがわかる資料は、1877年の太政官指令を記した『太政類典』や、前述の「修史局地誌掛考課表」などである。内務省や太政官は「修史局地誌掛考課表」によれば、島根県の付属文書「原由の大略」や「磯竹島略図」などを検討するために『磯竹島覚書』などを精査した。まず、竹島に関しては島根県の付属文書が『磯竹島覚書』の記述と相違していることを知り、より詳細な対馬藩の『竹島紀事』を丹念に調査して同書の見解を採用した。次に、松島に関しては同県の付属文書が『磯竹島覚書』に矛盾しないことを確認したのである。そのうえで松島を竹島の属島のように見る島根県の「竹島外一島」という表現を受け入れることによって島根県の「原由の大略」などに書か

れた松島の記述を黙認した。最終的に太政官は両島が日本と関係ないとする指令を発し、典例・条規集である『太政類典』に記録したのである。

こうした明治政府の認識や行動こそが、明治政府が継承した竹島一件の内容である。松澤はこうした分析をおこなわず、明治政府が受け継いだ竹島一件の内容を単に竹島渡海禁止令を朝鮮へ伝えただけであるかのように矮小化したのである。

次に松沢は、韓国側は「鬱陵島」という言葉が現れると「鬱陵島と独島」と読み変えて代入することが多いが、独島が鬱陵島の属島という韓国側の論理自体が疑問だと主張した。(113-114 頁)

しかし、朝鮮の官撰書、『世宗実録地理志』、『新增東国輿地勝覧』、『東国文献備考』、『増補文献備考』など多くの代表的な文献は于山島が鬱陵島の属島というより二島を一對に見ることが多かった。またこのような文献の影響を受け、多くの朝鮮地図が鬱陵島と于山島をほぼ同じ大きさにして一對に描くことが多かった。これらの資料によって、韓国側では歴史上、于山島を鬱陵島の属島と認識するよりも、両島を一對に理解することが多いのではないだろうか。

于山島(松島)を鬱陵島(竹島)の属島のように見る傾向はむしろ日本で強かった。このため幕府は 1696 年、竹島渡海禁止令には竹島だけを明記したが、渡海当事者の大谷家や幕府中枢はこの禁止令により松島も渡海が禁止されたと理解した状況が 1740 年代に明らかになった⁵²⁾。池内敏によれば、1740 年(元文 5 年)大谷勝房は、幕府の寺社奉行⁵³⁾全員(4 人)が集まった会議にて竹島渡海に代わる利権として大坂廻米と長崎の貫物割符連中⁵⁴⁾に参加したいと請願した。これに対し、寺社奉行一同は大谷家が代々にわたって竹島を支配してきたことは重要で価値のあることだと言いつつ、「竹島・松島両島渡海禁制」が命じられた後は、鳥取藩米子の城主⁵⁵⁾から扶持でも受けたのか?⁵⁶⁾と大谷勝房に質問した。また、寺社奉行から江戸に勤める長崎奉行を訪問するよう指示された大谷は長崎奉行を訪れ、「竹島・松島両島渡海禁制」を話し、その後の状況を説明した。池内はこうした文献からわかるように、幕府の最高行政機関(幕閣)と大谷勝房は共に「元禄竹島渡海禁止令」を「竹島・松島両島禁制」と理解したと指摘した⁵⁷⁾。大谷や幕府が渡海禁止令に松島が書かれなくても松島渡海も禁止されたと理解したのは、松島を竹島の属島のように認識したのである。

松澤は于山島を独島とみなす韓国側の見解にも疑問を提起したが、18 世紀の朝鮮の官

⁵²⁾ 朴炳涉、前掲論文、2020、55-56 頁。

⁵³⁾ 幕府の三大奉行のひとつである寺社奉行は社寺を監督するだけでなく、勘定奉行、江戸町奉行と共に幕府の最高司法機関である評定所を構成し、これを主導する高位職である。

⁵⁴⁾ 貫物割符連中は、下記の文献によると、清国に輸出する乾物(乾燥アワビ、ナマコ、フカヒレなど、いわゆる俵物)の集荷などを独占的に許可された商人組織を指す。大西俊輝、「第三部 日本海と竹島」、東洋出版、2011、136 頁。

⁵⁵⁾ 城主は鳥取藩家老の一人である荒尾氏であり、代々米子城に常駐して自分手政治を行った。

⁵⁶⁾ 原文は、「次ニ御尋之趣 竹嶋松嶋両嶋渡海禁制ニ被仰出候以後ハ伯州米子之御城主ヨリ御憐憫ヲ以渡世仕罷在候由願書ニ書記シ候段 然者扶持杯請申候哉ト御意被成候」。池内敏、「「国境」未満」、『日本史研究』630 号、2015、16-18 頁。

⁵⁷⁾ 池内敏、前掲論文、2015、16-18 頁。

撰書『春官志』、『東国文献備考』などは、于山島は日本の松島であると明記している。これらの官撰書は国家の認識を明らかにするものであるが、19世紀になっても官撰書にて于山島を今日の竹島＝独島とする見方に揺るぎはなかった。また、于山島を日本の松島とみる文献は、日本でも幕府へ報告された「元禄九丙子年朝鮮舟着岸一卷之覚書」（「元禄覚書」と略す）や、『因幡志』などでも安龍福の証言として記録された。韓国での安龍福の陳述は密航という国禁を冒した犯罪者の立場で自己の行動を正当化しようとする発言が多いので必ずしも信頼できないが、そのような状況とは無関係だった日本での陳述は信頼できる内容が多い。中でも安龍福が語った子山島、あるいは于山島が日本の松島という陳述などは真実を語っている。

7. 山崎佳子「第7章 明治16年太政官内達の検討」への批判

1) ‘太政官内達’は太政官指令を破るか？

山崎が取り上げた、「1883年太政官内達」（単に太政官内達と略称する）とは日本の第3次鬱陵島侵入事件の処理過程で、太政官が内務卿と司法卿に送った二つの内達をいう。内務卿へは、「日本が称する松島、別名竹島、朝鮮が称する蔚陵島の件は、従前、彼我政府が議定した件もある。日本人民がみだりに渡航・上陸してはならないということについて、心得違いの者が出ないように各地方長官が諭達しなければならない」と伝えた。一方、司法卿へは「今回別紙のように内務卿に通達したが、これに違反して当該島で密商をする者は日韓貿易規則の第9則に照らし、重・軽罪を犯した者は我が刑法に照らして処分すべきことを各裁判所長に内訓すべきである」と伝えた。

山崎はこれらの内達を法令と見たが、これは疑問である。内達を〈デジタル大辞泉〉でみると、「前もって内々に通達すること。また、その通達」とされ、公式でない。常識的にそのような文書を法令とするのは適切でない。また、この時期は法制度がまだ確立していないので、太政官の内達をむやみに法令と断定する前に法令の定義を明確にする必要がある。

山崎は、内務卿および司法卿への内達を含む文書が『公文類聚』に、「朝鮮国所属蔚陵島へ我邦民妄に渡航上陸するを禁ず」⁵⁸⁾という題目で収録されたことを指摘した。この禁止令は、江戸時代に二度も発せられた竹島（鬱陵島）渡海禁止令を連想させるので、本稿はこの禁止令を「第3次鬱陵島渡海禁止令」と略称する。また、山崎は『公文類聚』は『太政類典』を引き継いだ編集物で、典例・条規を採録・浄書したものであるとした。

このように「第3次鬱陵島渡海禁止令」は典例・条規の性格を持つが、これは内閣官報局が1891年に刊行した「法令全書」1883年版に掲載されなかった。したがって明治政府は「第

⁵⁸⁾ 「朝鮮国所属蔚陵島へ我邦民妄に渡航上陸スルヲ禁ス」JACAR(アジア歴史資料センター)
Ref.A15110460500、公文類聚・第七編・明治十六年・第十四卷・外交三・視察遊渉・航洋及駐在
諸則・外人雑事・旅行・居留(国立公文書館)

3 次鬱陵島渡海禁止令」を法令とは見なかった。同様に明治政府は 1877 年の太政官指令も「法令全書」1877 年版に掲載しなかったのも、これも法令とはみなさなかった。ところが山崎は太政官内達を法令と見て、次のように主張した。

仮に「太政官指令」のいう「竹島外一島」が鬱陵島と現在の竹島[独島]の二島であったとすると、鬱陵島一島とする「太政官内達」と対象の島に齟齬があることになる。その場合は後法優越の原則、すなわち後法が前法を破る原則⁵⁹⁾により、明治政府が版図外と結論付けたのは竹島[独島]を含まない鬱陵島のみと「太政官内達」にて確定することに変わりはない。(119 頁)

山崎は後法優越の原則を引用したが、太政官内達も太政官指令もすべて法令ではない。さらに、山崎は、太政官指令は「内務省の内部文書にすぎない」(117 頁)と主張しながら、これを「前法」とみなす誤りを犯した。また山崎は「対象の島に差がある」と述べたが、これは太政官内達の目的が太政官指令のそれと異なるため当然のことである。太政官指令の目的は「日本の版図」の確認であるが、太政官内達の目的は「渡航と上陸」を禁止する場所の確認であり、鬱陵島は朝鮮版図であることが前提となっている。これは決して「日本版図」の範囲を決定するとか、確認するものではない。したがって、太政官指令と太政官内達を同等とみなし、「後法優越の原則」を適用しようとする山崎の発想自体が妥当ではない。

2)松島の混同

山崎は「第 3 次鬱陵島侵入事件」時における日本政府の松島認識を取り上げた。第 4 節に記したように、内務省は島根県から受けた伺書「日本海内松島開墾之儀に付 伺」を処理するため 1881 年 11 月、外務省へ 1877 年の太政官指令が変わったのかどうかを照会した。この時に内務省は照会の別紙文書として、①甲号、1877 年太政官指令が記入された内務省の伺書「日本海内竹島外一島地籍編纂方伺」の写しと、②乙号、島根県の開墾伺書一式を添付し、①の写しに「外一島は松島なり」と朱筆で記入した⁶⁰⁾。

山崎はこの朱書きに注目し、「明治 10 年の「外一島」はすなわち明治 14 年ないし 16 年になり改めて「外一島＝松島＝鬱陵島」と判断を下されていることが明らかである。つまり、明治 16 年以降、今日まで無効とされなかった「太政官内達」という法令は、「太政官指令」の内容を踏まえたうえで「外一島＝松島＝鬱陵島」への渡海禁止令として発出されたものである」(126 頁)と主張した。

内務省が朱書きした「外一島は松島なり」とは、甲号文書(1877 年内務省の伺書)にある外一島(松島)を指し、今日の竹島＝独島を指す。ところが山崎のようにこの松島を鬱陵島と断定

⁵⁹⁾ 塚本孝, 前掲論文, 2016, 70 頁.

⁶⁰⁾ 竹内猛, 「「竹島外一島」の解釈をめぐる諸問題について」, 『郷土石見』87 号, 2011, 51 頁.

するなら、内務省から外務省へ送った上の照会文書の本文にある松島をどのように解読すべきか問題になる。この本文は、「日本海にある竹島・松島の義は別紙甲号のとおり、去る明治10[1877]年中、本邦と関係これなしとのことで、伺いが定まった」と記した。この文で「竹島・松島」は文脈上で内務省の1877年の伺書にいう竹島外一島を指すので2島である。また、そこにいう竹島は鬱陵島であるから、松島も鬱陵島と解釈できないことは自明である。これに対し、かつての塚本ならこの「竹島・松島」を竹島とも松島とも呼ばれる島、つまり鬱陵島1島と解釈したかもしれないが、今の塚本はこうした1島説の主張を繰り返さないようである。山崎はこの「竹島・松島」の2島をどの島であると考えてるのであろうか？

一方、内務省の照会に対して外務省は1881年12月、「朝鮮国鬱陵島、すなわち竹島・松島の義について」朝鮮から抗議があったので調査してみると実際に鬱陵島に渡航して伐採などをした日本人がいたので皆撤収させ、今後はこういう事がないよう申禁にしたことを朝鮮に照覆したと回答した。この回答書のいう「竹島・松島」の意味は、外務省が調査書『竹島版図所属考』を元にして太政官へ提出した上申書「公第2277号」(1881年9月起草)に記された、「我のいうところの竹島、一名松島」であり、蔚陵島(鬱陵島)1島を指す。外務省はやっと1881年になって公式に蔚陵島(鬱陵島)＝竹島、一名松島と呼称したのである。それまでの外務省では北澤正誠『竹島考證』に記されたように、外務省へ提出された開拓願の対象である松島の比定をめぐって混乱を続けていた。堀和生論文の105頁によれば、松島を鬱陵島と于山島のどちらに比定するかには違いはあっても、松島の朝鮮所属あるいは朝鮮の同島関与を認めるのが多数意見であったという。こうした混乱の末、1881年に外務省は鬱陵島を公式に竹島と称し、別名で松島と呼ぶと決定して文書に記録したのである。

3) 外務省の真摯な対応？

山崎は、「太政官内達が朝鮮政府からの3度にもわたる抗議の結果 外務省が起案し、太政官においても再検討されたうえで内達されたことがよくわかる。また、抗議を受けた外務省が二度にわたって渡航禁止令を上申するなど真摯に対応し、アンシャン・レジームである江戸幕府と朝鮮政府との間における190年前の交渉結果を尊重する決断を下して善隣外交を行っていることは興味深い」(126頁)と記した。

この主張は宋炳基らの先行研究をほとんど無視した誤解である。外務省が善隣外交を重視して真摯に対応したなら、朝鮮政府は3度も抗議を繰り返すはずがない。実際は宋炳基が指摘したように、外務卿は朝鮮の最初の抗議に対しては1811年11月に虚偽の回答書を送った⁶¹⁾。その内容は、外務卿が日本人の鬱陵島侵入を認め、今後は過去の約定通り禁令を守るというものだった。しかし翌年も同じ侵入事件が起きたため、この回答は虚偽だったことが明らかになった。朝鮮政府は、繰り返される日本人の鬱陵島侵入事件に対して2度目、3度目

⁶¹⁾ 송병기, 『울릉도와 독도, 그 역사적 검증』, 역사공간, 2010, 158-159頁;
宋炳基著・朴炳涉訳, 『鬱陵島・独島(竹島)歴史研究』, 新幹社, 2009, 121頁.

の抗議書を送ったが、外務卿は回答書すら送らなかった。このため、朝鮮修信使の朴永孝が日本を訪問したときに直接抗議しなければならなかった。このように外務卿が回答書すら送らなかったのは 1882 年 7 月に朝鮮で起きた壬午軍乱を利用して日本政府は鬱陵島を日本の領土に奪取する計画があったからである⁶²⁾。

8. 藤井賢二「第8章 韓国の竹島領有主張と‘太政官指令’」への批判

1) 堀和生論文などの検討

藤井は堀和生、慎鏞廈、宋炳基らが太政官は独島を鬱陵島とともに朝鮮領土と確定したと主張したことを批判した。これは根本的に藤井が『磯竹島覚書』は明治政府の著作物ではないので、その内容は明治政府の認識ではないという誤解に起因する。

藤井は、内務省が島根県伺書に対して判断を下した根拠は、内務省伺書の付属文書第 1～4 号であり、そこには松島に関する記述がない、堀はそれを検討しないまま内務省が竹島＝独島を鬱陵島とともに朝鮮領土と確定したと判断することは適切ではない、内務省が現在の竹島＝独島も対象にして伺書を作成し、太政官がその承認を決定したというのは無理があるなどと主張した(145-146 頁)。これは塚本の論考をもとにしたものであるが、これに対する批判はすでに第2節に記したのでここでは繰り返さない。

次に、藤井は塚本孝の論考を引用し、「(日本人が連れ帰られた安龍福を除いて)朝鮮人が今日の竹島[独島]へ赴いた記録もない⁶³⁾」(150 頁)と書いた。この主張には誤解がある。安龍福は 1693 年に日本人によって連行された時は、ただ名前も知らない島(于山島)を船の中から見ただけであり、竹島へ「赴いた」とはいえない。彼が于山島を日本の松島と認識し、みずからその島に赴いた時期は連行事件から 3 年後の 1696 年である。これは日本で隠岐島関係者によって先の「元禄覚書」に記録され、幕府に報告された。安龍福は自発的に隠岐島や鳥取藩に渡航したのである。したがって、塚本・藤井の主張は適切でない。また藤井らは「安龍福を除けば」と書いたが、それなら「竹島一件」はなかったことになる。安龍福を除くなどという仮定は歴史を正面から見ようとしない所作である。

一方、藤井は堀論文が「太政官調査局の審査では内務省の見解が認められ」と書いて、慎鏞廈や宋炳基らがこの説を踏襲したが、調査局は本局の誤りだと指摘した(148 頁、注 7)。調査局は、太政官で 1877 年 1 月に正院が廃止・改編されたときに設置された機関であり、財務に関わる様々な問い合わせや届出・報告書類を受け付けたり、定表(政表、総合統計書)を作

⁶²⁾ 朴炳涉, 前掲論文, 2022, 23-28 頁.

⁶³⁾ 塚本孝, 「元禄竹島一件をめぐる一付、明治十年太政官指令」, 『島嶼研究ジャーナル』2巻2号, 2013, 46 頁.

成する部署である⁶⁴。したがって、藤井が指摘したとおり、調査局が太政官指令案を作成したという堀の主張は疑問である。太政官指令案の中に「本局」という印が押されているので、調査局ではなく本局が指令案を作成したと見るべきであろう。

2)『朝鮮国交際始末内探書』

藤井は、外務省の佐田白茅らが 1870 年に提出した調査報告書「朝鮮国交際始末内探書」に記録した一節、「竹島・松島が朝鮮附属に相成候始末」を取り上げた。藤井は慎鏞廈が、明治政府は佐田報告書によって鬱陵島と独島が朝鮮領土であることを認めて再確認したと書いたのを批判した。さらに、藤井は問題となる文書は佐田らが「竹島・松島が朝鮮附属となった始末について調べてくるよう頼まれたことへの報告であって、日本政府が現在の竹島[独島]を朝鮮領と確認したものではない」(148 頁)と主張した。

しかし、藤井は先行研究を十分に調査せず、佐田らの調査目的を誤解した。佐田らは竹島・松島が朝鮮附属となった始末についての調査を依頼されたのではない。キム・フンスが発掘した佐田の回顧録によると、民部省は竹島を日本領土と考え、この確認を佐田らに依頼したのであり⁶⁵、この依頼に松島は含まれていなかった。

このように藤井は佐田らの調査目的を誤解したので、それに続く文にも誤解がある。藤井は佐田らが松島について掲載した記録がないと報告したことについて、「元禄竹島一件では今日の竹島(韓国でいう独島)は一切交渉の対象になっていないので、[佐田らが]出張して調査しても記録がなかったのは当然である」(148 頁)と主張した。しかし、佐田らは竹島が日本の領土であるかを調査する過程で松島を知って調査を追加したようで、藤井のいう「竹島一件」は単に調査対象の一つに過ぎない。この資料をはじめ、対馬藩では松島を日本の領土と見る記録を発見できなかったため、佐田らは松島が竹島の隣島という理由で朝鮮附属だと判断した。松島を竹島の属島のように考えた結論だったのである。

佐田らの報告によって、それまで竹島を日本領と考えていた民部省は考えを変え、第 3 節に記したように、福岡藩からの「竹島航行漁獵願書」を不許可にした。この当時、離島などが日本の領土であるかどうかを判断する政府機関は、日本地誌の編纂を担当した民部省であり、後に同省の流れを汲む内務省であった。民部省が竹島・松島は朝鮮領土である可能性が高いと判断したのは、まさに日本政府の判断であったといえる。したがって、明治政府は佐田らの報告書によって鬱陵島と竹島＝独島は朝鮮領土の可能性が高いことを確認したのである。

⁶⁴ 岩谷十郎、『明治太政官期法令の世界』, 国立国会図書館, 2007, 18 頁。

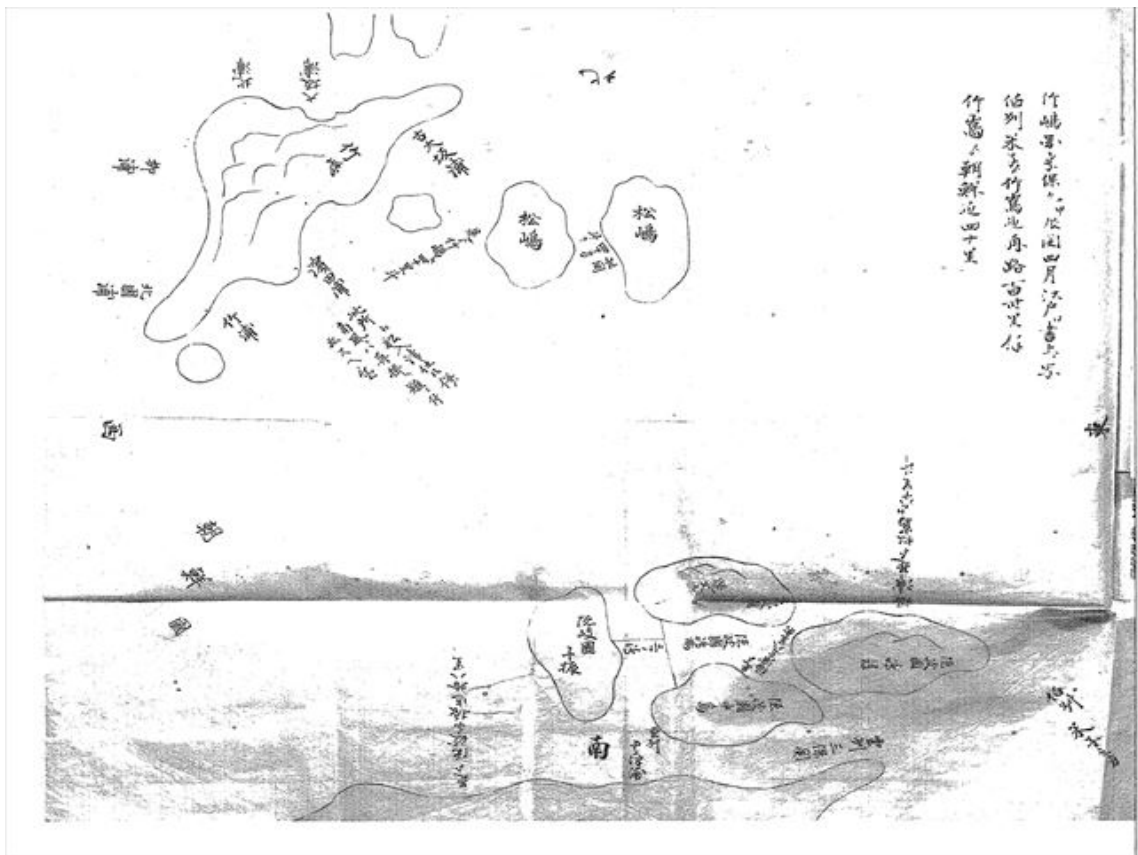
<https://dajokan.ndl.go.jp/kaisetsu.pdf>

⁶⁵ 김흥수, 『한일 관계의 근대적 개편 과정』, 서울대학교 출판문화원, 2009, 209 頁;
「佐田白茅君 朝鮮国交際事件実歴 附三十六話」, 『史談会速記録』, 第 166 輯, 37, 50-51 頁; 復刻版合本 24 (原書房, 1973) 441, 454-455; 塚本孝, 「朝鮮国交際始末内探書再考」, 『島嶼研究ジャーナル』, 第 12 卷 1号, 2022, 10 頁。

3) 宋炳基論文の検討

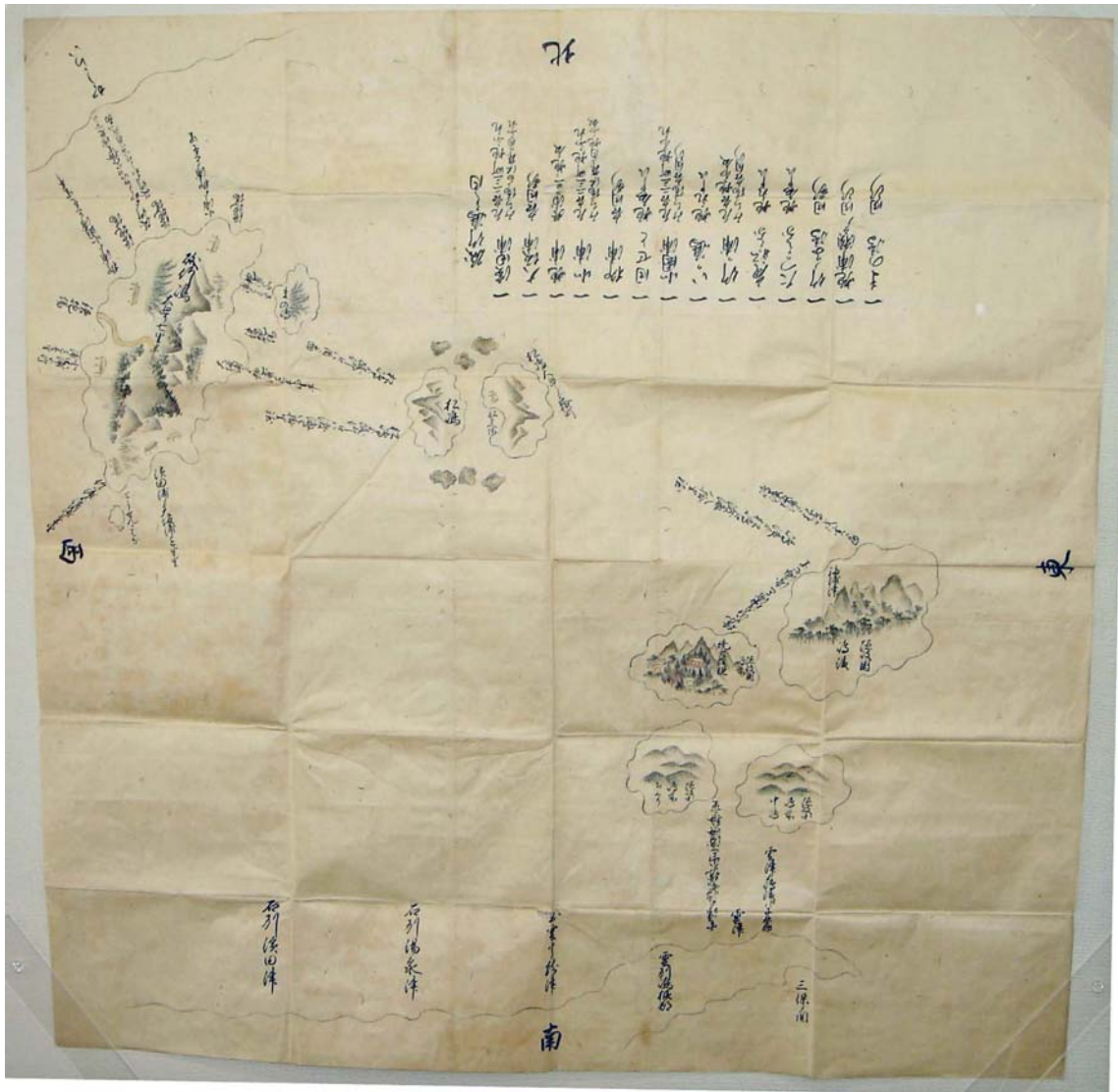
藤井は、宋炳基が「磯竹島略図」を内務省が製作したとの見解を批判した。これは 2009 年 10 月に島根県が情報を公開した結果いえることであった。島根県は太政官関連の資料を初めて公開し、島根県が所蔵する「磯竹島略図」が『公文録』にある地図とほぼ同じであることを明らかにした⁶⁶。これによって「磯竹島略図」は内務省が作成したと言えなくなった。それ以前には島根県が「磯竹島略図」を作成したとは考えにくかったのである。

その理由は島根県の「原由の大略」にある。これは、「今、大谷氏伝ふ所、享保年間の製図を縮写し、これを付す」と記載した。ところが、大谷家の資料をもとに作成された享保年間の地図は「磯竹島略図」と似ていなかった。享保期に鳥取藩が大谷家の地図をもとに描いて幕府に提出した地図が2枚あるが、その1枚は「竹嶋図」〈図 8-1〉である。この地図や、もう1枚の地図は「磯竹島略図」に似ていない。杉原隆が指摘したように(39 頁)、享保期の地図よりも元禄竹島一件の時に鳥取藩が幕府に提出した「小谷伊兵衛より差出候竹島之絵図」(「小谷絵図」と略称)〈図 8-2〉などが「磯竹島略図」に近い。このように「原由の大略」の説明が問題だったのである。



〈図 8-1〉享保期に鳥取藩が幕府へ提出した「竹嶋図」

⁶⁶ 杉原隆,「明治9年の太政官文書」,『竹島に関する調査研究報告書』,2009,71頁。



<図 8-2> 元禄期、鳥取藩が幕府へ提出した「小谷絵図」

9. 結び

勉強会は 1877 年に太政官が日本の版図ではないと指令した「竹島外一島」には、今日の竹島＝独島が含まれていないと主張するが、勉強会が根拠とする資料の解釈には問題が多い。その一例が、1873 年ウィーン万国博覧会帝国委員会が発行した地図「CARTE de L'EMPIRE DU JAPON」(「大日本全図(欧文)」)に対する解釈である。勉強会は、この地図にてダジュレー島(蘆陵島)の位置に「Matsou I.」と記されたのは、太政官地誌課が 1873 年に作成した「日本全図二幀」の影響を受けた結果であると推定する一方、「大日本全図(欧文)」は地誌課の松島認識を表わすものであり、『日本地誌提要』巻 50「隠岐」と整合的であると主張し

た。

しかし、西洋の地図は勉強会もよく認識しているようにシーボルトの「日本地図」以来、ダジュレー島(蘆陵島)を Matsusima などと記載するのが伝統であり、帝国委員会は単に伝統的な地図を作成しただけである。もし、この地図が勉強会の看過した文部省の「大日本大学区全図」のように西洋の伝統に反して蘆陵島の位置に竹島と記入したのなら「日本全図二幀」の影響があり得る。理由は、文部省が地誌課の「日本全図二幀」を基本にして、ほぼすべての地図を作成したからである。文部省は地図だけでなく、教育用地誌『日本地誌略』の作成には、地誌課が「日本全図二幀」と同時に作成した『日本地誌提要第一稿』を活用した。

このように地誌課の資料を最もよく利用した文部省が 1874 年に作成した「大日本大学区全図」は、「日本全図二幀」の竹島認識に最も近いと考えられる。この地図は太政官に提出され、2 年後に改正されたが、竹島はそのままであった。勉強会は、日本政府は松島といえばダジュレー島の位置にある島だと認識したと主張するが、太政官指令以前にそのような認識を持った日本政府の日本地図は一枚も確認できない。むしろ 1874-1876 年文部省・太政官はダジュレー島の位置にある島を竹島と認識しており、勉強会の主張は成り立たない。

一方、「日本全図二幀」と整合的であるべき地誌は、同図と相補関係にある『日本地誌提要第一稿』である。しかし、勉強会はこれを採用せず、3 年後に作成された『日本地誌提要』巻 50「隠岐」を選んだ。その理由を推測すれば、急いで作成した『日本地誌提要第一稿』が松島を記載していなかったためであろう。勉強会は「日本全図二幀」には松島がダジュレー島の位置に描かれたと信じているので、これと整合的な資料を探し、3 年後の地誌『日本地誌提要』巻 50 を選んだようである。このように勉強会は自身の信念に合った資料を恣意的に選択するが、『日本地誌提要第一稿』に松島が描かれてなければ、これと相補関係にある「日本全図二幀」にも「大日本大学区全図」のように松島が描かれてないと考えるのが妥当である。

また、勉強会は『日本地誌提要』巻 50 の成立時期を 1874 年と断定し、「日本全図二幀」の完成に近い時期と見て整合性を論じたようであるが、1874 年は誤りである。巻 50 は、勉強会が看過した資料「修史局地誌課考課票」によると、1876 年に完成したのである。このように文献の成立時期を誤解し、論理的に成立し得ない主張を展開するのは『勉強会報告書』にて所々に見ることができる。こうした他の例が『磯竹島覚書』である。勉強会は何の根拠もなく、この文献は江戸時代に作成されたと主張し、これを明治政府の竹島・松島認識から除外した。

しかし、国立公文書館が所蔵する『磯竹島覚書』は、明治 8(1875)年に作成されたのである。この経緯は次のとおりである。太政官地誌課は 1873 年から『日本地誌提要第一稿』の改訂を各地方へ要請した。これに対して鳥取県では竹島を調査したが資料をほとんど探せなかったため、太政官へ竹島が隠岐に所属するという確証がないとあいまいな報告をした。これでは竹島が日本に所属するのかどうかさえ不明であり、地誌課は『日本地誌提要』を完成し得ないばかりか、地誌課が作成中の「大日本国全図」も完成し得ない。そのため、地誌課はすでに収集していた地誌の資料をもとにみずから竹島の調査を始めた。その後、内務省へ移転した地誌課は 1875 年に中邨元超が竹島関連の資料を比較・校正し、資料集『磯竹島覚書』を作

成した。この作業をつうじて地誌課は竹島・松島に対する認識を確立した。すなわち、江戸時代に幕府が竹島一件にて竹島＝蔚陵島（鬱陵島）の領有を放棄したことや、松島が竹島へ行く途中にあるので漁民がそこでも漁をおこなったこと、隠岐島から松島までは 80 里、松島から竹島までは 40 里程度であること、松島は日本のどの地方にも所属しなかったことなどを確認した。この松島が今日の竹島＝独島を指していることは言うまでもない。地誌課は、『磯竹島覚書』を作成した直後、再び太政官に移転した。したがって、竹島・松島を最もよく知る機関になった太政官は、松島を今日の竹島＝独島と認識したのである。

地誌課が太政官に去った後、竹島に関する資料がほとんどなくなった内務省は、島根県の伺書を審査するため、太政官へ竹島・松島に関する文献を要請した。内務省は特に『磯竹島覚書』に注目してこれを筆写した。この事実を塚本孝はよく知っていても彼は『勉強会報告書』では『磯竹島覚書』には一切言及せず、内務省・太政官はほとんど竹島だけを判断したなどと主張した。しかし、内務省の杉浦は太政官地誌課の塚本から『磯竹島覚書』などを借用したとき、特に松島に関する記事は、『磯竹島覚書』などに散見されると注意喚起を受けた。このため、内務省は松島も『磯竹島覚書』などにてよく調査したことは間違いない。こうして内務省は『磯竹島覚書』の内容が島根県の伺書に添付された「原由の大略」や「磯竹島略図」の説明と矛盾がないことを確認し、島根県の松島に関する説明を黙認した。その上で、内務省は島根県が松島を竹島の属島のように見た「竹島外一島」という表現を受け入れ、太政官への伺書のタイトルにその表現を用いた。松島を竹島の属島のように見るのであれば、伺書にて松島について詳しく説明する必要はない。属島の所属は主島である竹島の所属に従うからである。太政官もこの認識を受け入れ、「竹島外一島」すなわち蔚陵島と竹島＝独島を日本と関係ないとする指令を発した。

塚本はこのような関連当局の認識や、内務省の松島調査をほとんど無視したので、彼の主張は成り立たない。そうすると、塚本の論考を土台にした勉強会の主張も崩壊する。勉強会は太政官指令にいう外一島、すなわち松島が今日の竹島＝独島なら、松島が新旧ふたつあることになるので、内務省や太政官は太政官指令の対象となる外一島が新旧ふたつの松島のうちどちらを指すのか混乱が生じないように説明したはずだが、そのような説明がなく、内務省と太政官は松島をダジュレー島（鬱陵島）と認識していたと主張した。

しかし、当時の内務省と太政官のいう松島は、『磯竹島覚書』などに書かれている松島、すなわち今日の竹島＝独島であることは杉浦-塚本間の往復書状で共通認識になっている。しかも『磯竹島覚書』にある松島は、島根県が「磯竹島略図」および「原由の大略」に記した松島とだいたい一致する。したがって、『公文録』に記録された太政官指令がいう外一島、すなわち松島は今日の竹島＝独島を指すことが確実である。

また、勉強会が軽視するかのような『太政類典』に太政官指令が「日本海内竹島外一島を版図外と定む」というタイトルで記録されたが、これは典例・条規なので、もともとそれ自体で厳密な解釈が可能である。その『太政類典』の中で外一島を探すと、島根県の資料「原由の大略」にある松島しか該当する島がない。これは間違いなく今日の竹島＝独島を指す。このように

『公文録』と『太政類典』に記録された太政官指令は、明らかに鬱陵島と竹島＝独島を日本と関係ないか、日本の版図ではないと宣言したのである。

太政官指令を受けた内務省は、1871年から1883年まで日本各地の管轄がどのように変遷したかを示す地図帳『大日本国全図』を1883年に刊行した。この中の地図はすべて竹島・松島を記載しなかった。竹島・松島が日本とは無関係だと判断したのである。この地図帳は太政官指令とともに竹島＝独島は日本の領土ではなかったことを示す重要な資料である。

【参考文献】

韓国語文献

김관원, 『울릉도·독도 일본 사료집 Ⅲ-1』

朝鮮国交際始末内探書·磯竹島覚書·公文録·太政類典』 동북아역사 자료총서 42, 2020

김홍수, 『한일 관계의 근대적 개편 과정』, 서울대학교 출판문화원, 2009

朴炳涉, 「2000 년 이후 독도/竹島 관련 일본학계의 역사학 연구」, 『독도연구』 59 호,

2020. <http://www.kr-jp.net/ronbun/park/park-2012j-jap.pdf> (翻訳)

---, 「안용복 사건 이후의 독도 영유권 문제」, 『독도연구』 제 13 호, 2012

<http://www.kr-jp.net/ronbun/park/park-1212ahn.pdf>

---, 「池内敏, 『竹島 또 하나의 일·한 관계사』, 『독도연구』, 2016

---, 「일본의 제 3 차 울릉도 침입과 울릉도 탈취 기도」, 『독도연구』, 제 33 호, 2022

<http://www.kr-jp.net/ronbun/park/park-2212-3rd.pdf>

宋炳基, 『울릉도와 독도, 그 역사적 검증』, 역사공간, 2010

日本語文献(ㄱㄴㄷㄹ順)

堀和生, 「1905 年 日本 の 竹 島 領 土 編 入」, 『朝鮮史研究会論文集』 24 号, 1987

大西俊輝, 『第三部 日本海と竹島』, 東洋出版, 2011

島津俊之, 「明治政府の地誌編纂事業と国民国家形成」, 『地理学評論』 75 卷 2 号, 2002

朴炳涉, 「山陰地方民の鬱陵島侵入の始まり」『北東アジア文化研究』 30 号, 2009

<http://www.kr-jp.net/ronbun/park/park0910.pdf>

---, 「明治政府の竹島＝独島認識」, 『北東アジア文化研究』, 28 号, 2008

<http://www.kr-jp.net/ronbun/park/park200810.pdf>

---, 「池内敏, 『竹島, もう一つの日韓関係史』, 「獨島研究」, 20 号, 2016

<http://www.kr-jp.net/ronbun/park/park-1606-ikeJ.pdf>

『史談会速記録』, 第 166 輯, 37, 復刻版合本 24, 原書房, 1973

山崎佳子, 「隠岐島前竹島問題調査研究」, 『第 4 期「竹島問題に関する調査研究」中間報告書』, 島根県, 2019

杉原隆, 「明治 10 年太政官指令・竹島外一島之儀ハ本邦関係無之一をめぐる諸問題」, 『第 2 期「竹島問題に関する調査研究」中間報告書』, 島根県総務部, 2011

---, 「明治 9 年の太政官文書」, 『竹島に関する調査研究報告書』, 2009

石田龍次郎, 「皇国地誌の編纂—その経緯と思想」, 『一橋大学研究年報 社会学研究』 8 号, 1966

宋炳基著·朴炳涉訳, 『鬱陵島·独島(竹島)歴史研究』, 新幹社, 2009

岩谷十郎, 『明治太政官期法令の世界』, 国立国会図書館, 2007

鈴木純子, 「伊能図利用の軌跡」, 『地図』 56 卷 1 号, 2018

田中阿歌麻呂, 「隠岐国竹島に関する旧記」, 『地学雑誌』, 200 号, 1905

- 田中芳男・平山成信編、『澳国博覧会参同記要』, 森山春雍 発行, 1897
- 佐藤尙, 「内務省地誌課の事績」, 『古地図研究』 305 号, 1993
- 竹内猛, 「竹島外一島」の解釈をめぐる諸問題について, 『郷土石見』 87 号, 2011
- 池内敏, 「国境」未満, 『日本史研究』 630 号, 2015
- , 『竹島—もうひとつの日韓関係史』, 中公新書, 2016
- 川上健三, 『竹島の歴史地理学的研究』, 古今書院, 1966
- 塚本孝, 「Q83 韓国が「竹島朝鮮領」の論拠とする 1877 年の太政官指令とは何か」, 『竹島問題 100 問 100 答』, ワック, 2014
- , 「国際法的見地から見た竹島問題」, 『不条理とたたかう—李承晩ライン・拉致・竹島問題』, 拓殖大学, 2017
- , 「朝鮮国交際始末内探書再考」, 『島嶼研究ジャーナル』, 第 12 巻 1 号, 2022
- , 「元禄竹島一件をめぐる一付、明治十年太政官指令」, 『島嶼研究ジャーナル』 2 巻 2 号, 2013,
- , 「竹島領有をめぐる韓国政府の主張について」, 『東海法学』, 第 52 号, 2016
- , 杉原隆・藤井賢二・山崎佳子・松澤幹治・内田てるこ・永島広紀, 『竹島資料勉強会報告書「明治 10 年太政官指令」の検証』, 日本国際問題研究所, 2022

<Abstract>

Criticism of ‘*Verification of the Dajokan Order in the 10th year of Meiji*’ by the Takeshima Documents Study Group

Park, Byoung-sup

- ① Based on Takashi Tsukamoto’s argument, the Takeshima Documents Study Group argued that today’s Takeshima [Dokdo] is not included in the ‘Takeshima and one other island’ that the Dajokan, namely the Japanese Government ordered in 1877 to be unrelated to Japan. Tsukamoto’s argument is that when the Ministry of Home Affairs examined an inquiry from Shimane Prefecture regarding the compilation of the cadastral records of Takeshima and one other island, firstly, it examined only Takeshima (Uleungdo) and did not examine the other island, namely Matsushima, secondly, it did not adopt the ‘outline of origin’ from Shimane Prefecture, and thirdly, because the Dajokan approved such an examination, Matsushima was not included in the Dajokan Order. However, the Ministry of Home Affairs and Dajokan also investigated Matsushima and inherited Shimane Prefecture’s view of Matsushima as an island belonging to Takeshima, so Tsukamoto’s argument does not hold true.
- ② The study group argued that all Japanese maps and etc. made by the Japanese government before the Dajokan Order depicted Matsushima at the location of Dagelet Island (Ulleungdo), so the Japanese government recognized Matsushima as Ulleungdo. However, such map of Japan could not be confirmed. But the Ministry of Education’s map ‘Complete Map of Great School District in Greater Japan(大日本大学区全図)’ depicting Takeshima at the location of Ulleungdo was found. The study group’s claim is not correct.
- ③ The study group believed that the *Isotakeshima Memorandum*(礮竹島覚書), which investigated the ‘Takeshima Incident (Ulleungdo Dispute)’ in Edo Era, was written by the Edo Shogunate without any basis, and excluded it from the Meiji government’s recognition of Takeshima and Matsushima. However, this is a document prepared by the Topography Department of the Ministry of Home Affairs by comparing and correcting various documents. It revealed that the Edo shogunate gave up Takeshima and viewed Matsushima as a belonging island to Takeshima. This document is material that reveals how the Meiji government recognized the Takeshima incident.
- ④ The study group claimed that the Dajokan Order was an internal directive to the Ministry of Home Affairs. However, there is another Dajokan Order with almost the same meaning in *Dajo Ruiter*(太政類典). Since this is a collection of precedents and regulations, strict

interpretation is possible. If you look for ‘one other islands’ within this, there is only Matsushima (namely Dokdo), as Shimane Prefecture calls it. Dajokan ordered that Ulleungdo and Dokdo were not part of Japan.

Key words: Complete Map of Great School District in Greater Japan(大日本大学区全図), *Isotakeshima Memorandum*(磯竹島覚書), *Dajo Ruiter*(太政類典), Takeshima Incident (Ulleungdo Dispute)